

令和7年度 研究報告書

生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業開発

指導教員

藤瀬泰司 教授

竹中伸夫 准教授

令和6年度入学

熊本大学大学院 教育学研究科

教職実践開発専攻 教科教育実践高度化コース

240-A9717 大山 颯太

# 目次

## 目次

### 研究報告書要旨

|  | 頁  |
|--|----|
| 第1章 問題の所在 .....                              | 1  |
| 第1節 地方議会に対する現代社会の認識.....                     | 1  |
| 第2節 従来の「地方自治」分野の授業に対する問題意識.....              | 2  |
| 第3節 先行研究から考える成果と課題 .....                     | 4  |
| 第4節 本研究の目的.....                              | 9  |
| 第2章 生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業構成 .....   | 11 |
| 第1節 本単元の目標.....                              | 11 |
| 第2節 実験授業における授業の実際.....                       | 11 |
| 第3節 実験授業の発話記録と板書.....                        | 28 |
| 第4節 実験授業の分析.....                             | 28 |
| 第1項 アンケート調査項目の概要.....                        | 28 |
| 第2項 事前調査の分析 .....                            | 28 |
| 第3項 事後調査の分析 .....                            | 30 |
| 第3章 生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業再構成の検討.... | 34 |
| 第1節 実験授業の課題.....                             | 34 |
| 第2節 実験授業の再構成案.....                           | 35 |
| 第4章 研究の意義と課題 .....                           | 46 |
| 参考文献及び参考資料.....                              | 47 |
| 巻末資料.....                                    | 49 |

## 生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業開発

熊本大学大学院 教育学研究科  
教職実践開発専攻 教科教育実践高度化コース  
240-A9717 大山颯太

### 研究報告書要旨

本研究の目的は、高等学校の必修科目である公民科「公共」の地方自治分野において、生徒が地方自治の代表機関である地方議会の存在意義を捉え直し、それまで有していた地方自治観の変容を促す授業を開発することである。

現代の地方自治において、地方議会の存在意義を実感している高校生や有権者は決して多くない。首長との「なれ合い」や地方議員による不祥事の散見は、住民の政治的無関心を加速させ、一部では「議会不要論」なども唱えられ始めている。しかし、本来の地方議会は、多様な背景を持つ多数の議員によって構成される合議制機関であり、地域・職層・年齢・性別といった多角的な住民ニーズを地方自治に反映させる重要な役割を担っている。すなわち、地方議会は広範な住民の声を汲み上げる窓口として、民主主義を機能させる上で欠かすことのできない存在であるといえる。

一方、従来における地方自治の学習実態を見ると、国政の「予備校」的な位置づけに留まり、児童生徒の政治離れ脱却への表面的な関心喚起に終始している側面が否めない。特に、地方自治固有の仕組みである「二元代表制」がなぜ採用されているのか、「地方議会」とはどのような代表機関と言えるのか、その本質的な問いを追究する授業は十分に開発されていない。

以上を踏まえ、本研究では、全2時間の実験授業を構想し実施した。第1時では、二元代表制の制度的機能を「住民参加の保障」、「合議制と独任制の特質」、「抑制と均衡」の3つの側面から考えた。続く第2時では、長野県飯綱町議会の先進的な議会改革の事例を扱い、より良い地方議会の具体像について探究する授業を構想した。

実験授業後の分析から半数以上の生徒が「地方議員は複数人で構成されるからこそ、少数派や多様な住民の声を拾い上げることができる」という地方議会の本質的な存在意義をつかむことができていた。その一方で、課題としては、地方議会への理解は深まったものの、住民である生徒と地方自治とをうまく結びつけて授業を展開することができなかったため生徒の地方自治観を十分に变容させることができなかった点が挙げられる。

実験授業後の課題を踏まえ、授業の再構成案についても検討を行った。しかし、生徒の地方自治観変容を目指すには未だ改善の余地が残る部分も見られる。今後の展望としては、生徒たちが地方自治という政治そのものを問い直し、自らが地域を築き上げる住民としての資質を育むことができるよう、「民主主義の学校」という言葉の本質を筆者自身がより追究していく必要がある。

## 第1章 問題の所在

### 第1節 地方議会に対する現代社会の認識

日本国憲法第8章には地方自治が規定されており、住民は議決機関である地方議会の議員と、執行機関である首長の双方を、直接選挙によって選出する。この仕組みは「二元代表制」と呼ばれ、国会議員の中から首相を選出する国政の議院内閣制とは異なる政治制度である。イギリスの政治学者J.ブライスが地方自治を「民主主義の学校」と表現したように、二元代表制はより住民の幅広い政治参加を保障した制度といえる。つまり、地方自治は住民から負託を受けた首長と議会の両翼が、異なる立場で対等に協力したり、チェックし合ったりして、運営されることが期待されている。

しかし、現代社会において、二元代表制の一翼を担う地方議会の存在意義に対し、疑問の声が広がっている。本来、首長と地方議会はそれぞれが独立した代表機関として相互を抑制し合い、対等な関係を構築すべき存在であるが、多くの地方議会が首長の提案を追認するのみの、いわゆる「なれ合い議会」と化している実態がある。曾我(2019)は、1960年代後半から40年以上にわたる都道府県議会の分析から、議員提出の条例案は1年間で平均1.27にとどまっていることを明らかにした。また、議員報酬など議会運営に関するもの以外の政策的な条例案となると、0.17に過ぎないと述べている。これらの実態から同氏は、日本の地方議会は提案権をほとんど行使していない現状を指摘した。その上で、現在地方議会において重視されているのは政策立案そのものではなく、いかに首長与党として多数派を形成し、首長との事前交渉を円滑に進めるかという点にあると結論づけている。首長と地方議会が、それぞれ独立した選挙によって住民から直接選出されているにも関わらず、地方議会が首長との協調や事前交渉を過度に重視する現状は、果たして二元代表制の制度的意義を果たせていると言えるのだろうか。辻(2019)は、全国市議会議長会が調査した資料を引用し、2017年中における市区長により市区議会に提出された議案のうち修正可決・否決された議案の割合は0.4%に留まっていることを指摘した。この数値は、地方議会による首長への監視・牽制機能が十分に発揮されていないことを示唆している。住民がそれぞれの代表機関を直接選挙で選出しているにも関わらず、議決機関である地方議会が首長の提案を無批判に追認する現状は、地方自治を支える二元代表制が形骸化していると言わざるを得ない。さらに、同氏は総務省が作成した資料を引用し、平成31年において町村議会の無投票当選の割合が23.3%にも及んでいる背景に少子高齢化や人口減少、低い議員報酬があることを明らかにした。つまり地方議会、特に町村議会では深刻な議員のなり手不足の問題に直面している。2017年には深刻な村議会議員のなり手不足問題に直面している高知県の大川村が議会を廃止し、住民総会の設置を検討する動きを見せた(朝日新聞, 2017)。最終的に廃止には至らなかったものの、この動向は現代社会における「議会廃止論」の現実味を強く印象付けることとなった。こうした構造的問題に加え住民の地方議会に対する関心の低さや不信感も無視できない。地方議員による政務活動費の不正受給や汚職といった不祥事の頻発は、住

民の地方自治や政治に対する失望感を増幅させている。これらの要因が重なることで、住民の間に政治的無関心が広がり、「地方議会不要」を助長する要因になっていると考えられる。

しかしながら、地方議会は本当に不要なのだろうか。もし地方自治から地方議会がなくなった場合、どのような問題が生じるのか整理し、その存在意義を考えたい。まず、地方議会が廃止され、代表機関が首長のみの一元的な構造へと移行すれば、住民の政治参加の機会は著しく制限される。二元代表制の特徴は、独立した二つの代表機関が相互に抑制・監視し合う点にある。予算案や条例案の議決権、さらには不信任議決権を有する議会が存在しなくなれば、首長による専制的な政治を許すリスクが高まる。首長の施策が誤った方向へ進む際、ブレーキとして機能する地方議会を失うことは、地方自治の崩壊を意味する。また、選挙の回数が減り、住民の政治参加の機会が減ってしまうということは、地方自治に届く民意も限定されてしまう。佐々木（2009）は、ひろく住民代表として選ばれる多数の議員から構成される地方議会は、地域のニーズ、職層のニーズ、年齢層のニーズ、性別の違いから生ずる住民ニーズを幅広く地方自治に反映させる住民の窓口であると述べている。また、同氏は地方議会は、知事、市区町村長を与党勢力として支えるとか、野党勢力として批判するという話ではなく、地方議会という機関が「全体として批判的機能を担う」というところに大きな意味があると説いている。独任制である首長に対し、合議制機関である地方議会は複数の地方議員で構成されるため、より広範かつ多様な民意を包含することが可能である。仮に首長のみが民意を代表することになれば、多数派の意見のみが抽出され、少数意見が切り捨てられる懸念がある。民意の多様性を欠いた政治は、民主主義の理念から遠ざかるものであろう。住民の多様な声を政治へと繋ぐパイプ役を担う地方議員の存在は、真の民主主義を担保する上で不可欠であると言える。

以上のように、地方議会が果たす役割は極めて重要である。しかし、議会不要論が見られる現代社会において、その本質的な意義を正しく理解し、主体的に地方自治に関与している住民が果たしてどれだけいるだろうか。多くの住民にとって、地方議会は依然として「見えにくいもの」であり、心理的な距離が生じていることは否定できない。地方自治が「民主主義の学校」として真に機能するためには、有権者である住民自身が地方議会のあり方を絶えず問い直していく姿勢が不可欠である。

## 第2節 従来の「地方自治」分野の授業に対する問題意識

本研究報告書で取り扱う「公共」という科目は高等学校公民科の中に編成され、必修科目として位置付けられている。高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編（以下、「学習指導要領」とする）において「公共」は、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成すること」を目標にしている科目である。また、本研究で取り扱う地方自治は、学習指導要領における大項目「B 自立した主体として

よりよい社会の形成に参画する私たち」の中の『(2)主として政治に関わる事項』に該当している。さらに地方自治については、民主政治は多数決に基づいて行われることが基本であるが、その際には少数者の権利や意見の尊重が必要であること、地方自治の本旨である団体自治、住民自治の考え方について理解を深めるとともに、地方公共団体の首長と議会の議員は住民の代表としてそれぞれ独立に選挙されること、直接請求権など直接民主制の考え方に基づく仕組みが国政よりも多く取り入れられていることなどを理解できるようにすると学習指導要領では述べられている。また、地方自治に関わる具体的な主題については、議会制民主主義を通して私たちの意思を反映させるにはどうしたらいいか、なぜ議会を通して意思決定を行う必要があるのかなどが例として挙げられている。

これまでに小・中学校社会科の公民的分野及び高等学校公民科の「公共」における「地方自治」の授業開発研究は多数確認されている。地方自治分野の最大の特徴は、身近な地域の事象を題材にできる点にある。既存の研究においても、児童生徒が自分事として政治を捉えるための手立てや、主体的に地域を見つめ直す姿が確認されており、その成果は十分に評価できる。その一方で、これまでの研究は、地方自治を取り扱う教育的意義の捉え方に課題があるのではないかと考える。従来の授業の多くは、地方自治を取り扱う背景に児童生徒の政治離れをあげている。確かに、児童生徒にとって「政治」というのはイメージがしにくく、どこか「雲の上」のような存在だと捉えられがちである。身近な地域の事象を通じて政治への関心を喚起しようとするアプローチは、抽象的な「政治」を具体化する手法として有効ではあるが、地方自治を単なる他の政治分野や国政の「入門編」として位置づけることは、結果として地方自治を他の政治分野や国政の「練習場」や「重要度の劣るもの」と認識させるリスクを孕んでいる。「民主主義の学校」という言葉が、あたかも国政や他の政治分野を学ぶ「予備校」として解釈されていないだろうか。地方自治は国政の単なる縮小版ではない。国政が国会の信任のもと内閣が組織される議院内閣制を採用しているのに対し、地方自治は二元代表制を基盤としている。このように政治制度の構造自体が異なるにも関わらず、「入門編（地方）」から「応用編（国）」へという単純な段階化を行うことは、制度の本質的な理解を妨げる要因となり得る。また、このような段階化は「民主主義の本質は国政にある」という認識を植え付ける懸念がある。その結果、学習指導要領が目指す少数意見の尊重や国政以上に広範な政治参加を保障している地方自治の特性、さらに地方議会が果たすべき独自の存在意義にまで深く踏み込むことなく、学習が進められてしまうのではないだろうか。事実、二元代表制と議院内閣制の構造的差異や、地方議員と国会議員、首長と首相の違いを適切に理解している児童生徒及び有権者は決して多くない。地方自治の学習を通じて政治全般への関心を高めることへの期待はできるが、関心喚起の「手段」として地方自治を取り上げることは、目的と手段の逆転を招きかねない。児童生徒たちが地方自治を政治分野における「練習場」、「劣るもの」と誤認しないようにするためには、地方自治には固有の二元代表制という国政とは異なる政治制度が採用されており、その代表機関の特徴や役割について、より丁寧な取り扱いがなされるべきではないだろうか。

### 第3節 先行研究から考える成果と課題

本節では、地方自治に関わる2つの先行研究を基に概要をまとめた上で、それぞれの研究の成果と課題について整理する。

柴田(2021)は中学校社会科公民的分野の授業を想定し、直接請求権をはじめとする「有権者の関与の度合いが国政よりも高い」という地方自治特有の性質に着目し、これを通じた「民主主義の見える化」を目指している。また、同氏は多義的な「民主主義」という言葉をわかつたつもりになっていないかと問題提起をした上で、J.ブライスによる「民主主義の学校」という言葉の意味を再度問うことで、広義の主権者教育として、社会や政治に関わり続けようとする子どものマインドセットを試みている。単元の詳細は【資料1】に示す通りである。単元は全5時間で想定されており、導入時には、自治体の広報資料やホームページにアクセスし、そもそも地方公共団体が具体的にどのような政治に取り組んでいるのかを確認する。この単元のコンペリング・クエスチョン(以下、「CQ」とする)は、「民主主義の学校」という言葉の意味を考えることである。このCQを考えていくために、単元では5つのサポーティング・クエスチョン(以下、「SQ」とする)が設定されている。その中でもSQ2では国政と地方自治との違いに着目させ、「民主主義」という考え方に立ちながらも、国政と地方自治では、異なるアプローチが採用されており、ここにこそブライスの言葉が象徴されていることを気づかせる流れとなっている。SQ3では、さらに深めて、地方自治にのみ認められた「住民投票」という制度のもつ意味を考察させる。単元終盤のSQ4では学校生活に目を転じ、地方自治の見方や考え方がどのように具現されているのか、そして生徒たち自身が市民として地方自治から学べることは何かについて考える。地方自治と国政との異同に着目しながら探究を進めることで、政治単元全体に関わって、バランスよく学習ができることを期待して想定された単元デザインである。もう1つの先行研究は、斉藤(2022)が提案する高等学校公民科公共の授業デザインである。同氏は、自身の居住する自治体の首長を十分に把握し、その役割や意義をつかめている高校生は決して多くはないこと、また、具体的に首長が地方議員に対して何をしているのか不明瞭であること、二元代表制に対する理解が断片的なものにとどまっていることを問題として指摘している。これらのつまづきを解消し、首長の実像を具体的にイメージさせるため、「首長の1日」を教材として取り入れている。授業の詳細は【資料2】に示す通りである。授業は全2時間で構成され、首長の職務への理解を深めることを通じて、地方自治の仕組みの習得と間接民主制の意義と課題の考察させることをねらいとしている。第1時では、首長の選出方法や職務内容を確認した上で、新聞や自治体のウェブサイトを基に首長の具体的な1日の動きを把握させる。続く第2時では、住民と地方公共団体・首長との関係のあり方について考察する時間となっている。その上で、より多くの住民が首長を「自分たちの代表者」として再認識するために、首長に求められる行動や、住民側がなすべき主権者としての行動を検討する構成となっている。

これら 2 つの先行研究における大きな特徴は、地方自治に採用されている二元代表制を強調し、それを軸として授業を展開している点にある。前節で述べたとおり、従来の地方自治学習は、身近な地域の事象から政治への関心を喚起することをねらいとしてきた。そのため、地方自治は他の政治分野や国政に向けた段階的なステップ、いわば「予備校」的な位置付けに留まることが少なくなかった。しかし、柴田(2021)および齊藤(2022)は、こうした課題を克服する授業構成を提示している。具体的に見ると、柴田(2021)は、SQ2 において国政と地方自治の相違点を検討する活動を設定し、二元代表制への理解を深めている。また、「民主主義の学校」という言葉の意味を再考することで、地方自治に対するマインドセットを図り、生徒が地域政治を支える主権者としての在り方を模索する内容となっている。一方、齊藤(2022)は、生徒による二元代表制の理解が断片的なものに留まっているという問題意識に基づき、授業を構想している。具体的には、地方自治特有の存在である「首長」の 1 日に密着する活動を通じ、その役割を詳細に可視化させている。さらに、首長とはどのような代表者と言えるのか、あるべき姿は何なのか、そして住民としてどのように関わられるのかなどを考察させることで、生徒の地方自治意識の涵養を目指している。以上のように、両研究は従来の地方自治学習のあり方に再検討を迫るものであり、地方自治を国政の「予備校」としてではなく、独自の意義を持つ政治領域として適切に位置付けている点が、成果として評価できる。

しかしながら、これら 2 つの先行研究は、首長や住民の在り方に焦点が当てられている反面、地方議会がどのような代表機関であり、いかなる存在意義を持つのかという部分にまで踏み込み切れていない。この点に、両研究の共通の課題があると考えられる。本来、地方自治は、住民を主体とし、首長と地方議会という両翼が共に機能することで初めて健全な運営がなされていく。そのため、地方議会の役割や意義を十分に捉えられなければ、生徒が地方自治の担い手として成長することには限界があるだろう。また、両研究とも二元代表制という制度そのものや国政と地方自治の差異への理解を促す手立てを確認できるが、その扱いは表層的な段階にとどまっている。依然として議院内閣制と二元代表制を 1 つの「間接民主制」として同一視する傾向が拭いきれていない。両研究とも授業終盤部分の着地点が「住民としていかに声を上げるか」という視点になっており、「なぜ地方自治は国政のような議院内閣制ではなく、二元代表制を採用しているのか」という本質的な問いを追究する構成になっていない点が課題として整理できる。具体的に見ると、柴田(2021)の授業構想は、二元代表制を丁寧に扱う意図は見られるものの、展開が進むにつれて直接請求権や生活との関連性といった「住民主体」の側面に比重が移っている。その結果、地域を支える住民としての自治意識の向上は期待できるが、議会制民主主義そのものへの深い理解には至っていない点が課題として残る。「住民投票」は地方自治特有の制度であり、それを行使する権利は住民に付与されている。しかし、現実的に住民投票が日常的に行われているわけではない。あくまでも地方自治の代表機関は日々予算編成や政策立案のために活動する地方議会であり、より良い住民福祉実現のためにその組織を構成することが住民の重要な責務であるといえ

る。また、斉藤(2022)の授業構想は首長を主眼に置いており、終盤では「首長を自分たちの代表者として認識するために、首長はどう行動すべきか」を考察させている。また、「首長には自身を選挙で応援した有権者だけでなく、広く市民の声に応じて施策を実行することが求められる一方で、市民の代表者として市民と交流しても、首長の施策に関する情報が市民に伝わるわけではないことを補足する。」という指導上の留意点も提示している。これにより、授業のねらいでもある間接民主制の課題について考察させている。そのうえで、この間接民主制の課題から住民として今後どのように行動を取るべきかを考えさせる構成となっている。確かに、首長は地域の代表者として民意を反映させる責務を負うが、独任制の機関である首長一人で多様な住民の声を拾い上げるには限界がある。この限界を補完し、多様な民意を反映させる存在こそが、複数人の地方議員で構成される合議制の「地方議会」である。地方議会の存在を扱うことで、生徒は地方自治が一部の民意でつくられているのではなく、より多様な民意によって築かれることに気づくことができるだろう。さらに、民意の多様性を広げる制度や仕組みが存在する地方自治について学ぶことは、民主主義の本質を理解するための重要な手がかりとなる。選挙や直接請求権といった住民側からのアプローチだけでなく、二元代表制における2つの代表機関それぞれの性質を正しく学ぶことこそが、地方自治を「民主主義の学校」として真に機能させ、生徒が地域を担う住民として育成するための鍵となるのではないだろうか。

【資料1】柴田(2021)『地方自治と私たち 市民としての政治参加のあり方とは』の概要

### 1.単元目標

- ・対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義といった見方・考え方に着目して、国政との異同に着目しつつ、地方自治の基本的な考え方や地方公共団体の政治のしくみ、住民の権利や義務について捉えさせる。
- ・社会や政治、とりわけ自身に身近な地方自治への主体的な参加や関心を持ち続けようとする主権者としての有り様について考えさせる。

### 2.単元デザイン

| 単元名【地方自治と私たち】      |   |
|--------------------|---|
| 学習指導要領との対応と、見方・考え方 | C「私たちと政治」<br>(2)民主政治と政治参加<br>見方・考え方：「対立と合意」「効率と公正」「個人の尊重と法の支配」「民主主義」「地方公共団体の政治の仕組み」「住民の権利や義務」 |
| 探究に向けた環境づくり        | 広報誌やWEB資料を持ち寄り、居住(学校所在地)する自治体の行政情報について意見交換する。   |

|  |   |   |                                     |
|--|---|---|-------------------------------------|
| CQ   | 地方自治は、本当に民主主義の学校と言えるのだろうか？  |   |                                     |
| SQ1  | SQ2   | SQ3                                       | SQ4                                 |
| 「地方自治は民主主義の学校」という政治学のことばが意味するものとは何か。                 | 国政と地方自治，同じところ，違うところはどこか。  | 地方自治にのみ認められた直接請求権としての住民投票は，民主主義の教科書たり得るか。 | 私たち市民が地方自治から学べることはどんなことだろうか。        |
| PT   | PT  | PT  | PT                                  |
| イギリスの政治学者：J.ブライスの有名な言葉を、「対話型論証モデル」に整理しよう。            | 国政と地方自治の異同を，マトリックスに整理しよう。   | 多様な意見（反応）を想定して，論証モデルを書いてみよう。              | 地方自治の諸側面を，学校生活に例えつつ，生徒総会資料として具現しよう。 |
| 資料   | 資料  | 資料  | 資料                                  |
| ・教科書<br>・資料集<br>・ブライス『近代民主政治』<br>・リンカーン「ゲティスバーグ演説」など | ・日本国憲法<br>・首相や市長による施政方針演説概要   | ・教科書<br>・資料集<br>・市政広報資料                   | ・生徒会委員会活動計画<br>・生徒手帳                |
| 総括的 PT   | CQ に対するあなたなりの考えを，論証モデルに表現して説明しよう。                                       |   |                                     |
| 発展的 PT   | 次回選挙における，有権者向けの広報誌（リーフレット）を作成し，地方自治に参画することの意味を PR しよう。                  |   |                                     |
| 社会に向けた知的な行動  | 国政に我々の意見を反映させるためには，どんなアプローチが必要だろうか。近隣他校に向けて『中学生・高校生による政治参加ハンドブック』作成しよう。 |   |                                     |

※CQ=コンベリング・クエスチョン（「やむにやまれぬ問い」，「のっぴきならぬ問い」）

SQ=サポーティング・クエスチョン（CQの探究を補助し，探究を随時牽引する問い）

PT=パフォーマンスタスク（表現形態をとる探究活動）

- ・柴田康弘「地方自治と私たち 市民としての政治参加のあり方とは」（草原和博・川口広美編著『学びの意味を追究した中学校公民の単元デザイン』明治図書,2021,pp.86-91）より筆者作成

【資料 2】 齊藤(2022)『二代表制と首長 首長の 1 日を考える』の概要

1.授業のねらい

- ・首長の仕事に対する理解を深めることを通じて、地方自治の仕組みについて理解させる。
- ・首長の 1 日の活動のあり方を考えさせ、間接民主制の意義と課題について考察させる。

2.学習指導案(2 時間)

| 生徒の学習活動  | 評価基準など  |
|--|---|
| <p><b>【第 1 時】</b></p> <p>1 自分たちが居住する自治体の首長が誰か、会ったことがあるかを確認する</p> <p><b>【指導上の留意点】</b><br/>ペアになって答えを確認するように生徒に指示し、首長が生徒にとって身近な存在か、遠い存在かについて意識させる。</p> <p>2 自分たちの居住する自治体の首長がどのように選ばれ、どのような仕事を担っているのかについて理解する</p> <p><b>【指導上の留意点】</b><br/>地方議会開会時の首長の 1 日の動きと、地方議会閉会時の首長の 1 日を、土曜日や日曜日の活動も含めて資料として示し、首長が地方自治に関わる多様な業務を担っていることを理解させる。</p> <p>3 首長の仕事は自治体の規模の大小にかかわらず共通するのか、自治体の規模による違いはないのかについて確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループになり、担当する自治体の分担を決める。</li> <li>・タブレット PC などを使い、まず個人で調べる。</li> <li>・元のグループに戻り、調べた結果について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの居住する自治体の首長に関する情報を知識として身につけている。</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの居住する自治体の首長の仕事を公約の実現や地方議会との関わりなどの観点から理解し、知識として身につけている。</li> </ul> <p>資料①：直近の首長選挙の結果<br/>資料②：公約の施策化や地方議会における答弁、来賓を含む地域行事への参加など、首長の業務に関するデータ<br/>資料③：新聞や自治体ホームページに掲載されている首長の 1 日の動き</p><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの居住する自治体だけでなく、他の自治体の首長の行動にも関心を持ち、読み取った情報を自分なりにまとめることができる。</li> </ul> |

|   |  |
|---|--|
| て共有する。  |  |
| 【第2時】   |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>課題1 首長は誰のために仕事をするべきだろうか。首長が市民の代表として地域行事に参加することは、公益の実現につながるか。</p> </div>   |  |
| <p>4 まず個人で考える。次にグループで話し合い、そこでまとめた意見を代表者が他のグループに向け発表する</p> <p>【指導上の留意点】<br/>首長には自身を選挙で応援した有権者だけでなく、広く市民の声に応じて施策を実行することが求められる一方で、市民の代表者として市民と交流しても、首長の施策に関する情報が市民に伝わるわけではないことを補足する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治の主体でもある「住民」と、団体自治の主体である「地方公共団体」と関わりの深い、「首長」との関係のあり方について、多面的・多角的に考察することができている。</li> </ul>                 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>課題2 より多くの住民が「首長を自分たちの代表者である」と認識ようになるために、首長にはどのような行動が求められるか。また私たちは何をすべきか。</p> </div>   |  |
| <p>5 まず個人で考える。次にグループで話し合い、そこでまとめた意見を代表者が他のグループに向け発表する</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する自治体の首長に対する自身の認識を踏まえ、自らの意見を表現することができる。</li> <li>・自らも自治体の構成員であるとの自覚を持ち、施策を含む首長の行動に関心を持つようとしている。</li> </ul> |

・ 齊藤雄次「二元代表制と首長 首長の1日を考える」(橋本康弘編著『つまずきから授業を変える! 高校公民「PDCA」授業&評価プラン』明治図書,2022,pp.58-61)より筆者作成

#### 第4節 本研究の目的

以上を踏まえ、本研究では高等学校の必修科目である「公共」の地方自治分野において、生徒が地方自治の代表機関である地方議会の存在意義を捉え直すための授業開発を目的とする。これまで述べた通り、住民が身近な代表機関である地方議会の役割や意義を正しく認識しているとは言い難い。これは、成人年齢を目前に控えた高校生においても同様である。

それ以前に、地方議会に対する関心自体があるわけではない。わからない、関心がないという認識が広がった結果、政治制度が異なるにもかかわらず、地方議員とは国会議員のような存在で、地方自治とは国政の「予備校」や「縮小版」、「補完的なもの」とみなす誤解を招いている。しかし本来、地方自治は国政に比べ、住民による直接的・多面的な参加が制度的に保障されている。そして、その住民参画の要となるのが多様な民意の「合議体」である地方議会に他ならない。地方自治が「民主主義の学校」として実質的に機能するためには、地方議会のことはわからない、関心がないといった住民や高校生が持つ既存の地方自治観を変容させる必要があると考える。

## 第2章 生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業構成

### 第1節 本単元の目標

本単元では、二元代表制の制度的機能の理解や同じ代表機関である首長との比較、および飯綱町議会の事例検討を通し、生徒に地方議会の存在意義を捉えさせることを目指す。これにより、生徒が持つ従来の「わからない」、「関心がない」といった地方自治に対する認識の変容を促し、主権者として地域における民主主義の在り方を考察する力を育成することを目標とする。

### 第2節 実験授業における授業の実際

2025年12月に熊本県立A高等学校において、高校2年生（1クラス42名）を対象に本実験授業（全2時間）を実施した。実施した本実験授業の詳細は【資料3】に示す通りである。

単元を貫く問いを「地方自治ではどのような地方議会が求められているだろうか」というように設定した。この設定の背景には、本単元での学習を通じ、生徒が地方議会の意義や本来果たすべき役割を深く理解してほしいという意図がある。さらに、一住民として、より良い地方自治を展開する地方議会（議員）を選ぶとはどういうことなのか、その判断基準を考察する力を養いたいというねらいを込めている。

第1時は、二元代表制が持つ制度的機能について取り扱う。また、本研究の目的でもある地方議会の存在意義にも触れながら授業を展開する。先にも述べたように、従来の地方自治学習では身近な地域から政治に関心を高めるため、国政の「縮小版」あるいは「入門編」として取り扱うことが多かった。そのため、地方自治固有の二元代表制への理解は断片的なものにとどまっている現状がある。本時を通して生徒が国政と地方自治の制度的な相違を明確に理解することを目指したい。導入では、高知県大川村が村議会の廃止を検討している新聞記事や、多くの地方議会が首長の提案を承認している資料、地方議会選挙の費用は高額であることがわかる新聞記事を提示する。これにより、現代社会において「地方議会は本当に必要なのか」という批判的な視点から問題提起を行う。その上で、「なぜ住民は首長を選ぶことができるのに、地方議員まで選ぶ必要があるのか」、「なぜ地方自治は議院内閣制ではなく、二元代表制が採用されているのか」、「政治制度が異なるにも関わらずなぜブライスは地方自治を『民主主義の学校』と表現したのか」と問いかけ、国政との差異に着目させながら、単元を貫く問い及び本時のメインクエスチョンを提示していく。展開1では、二元代表制が採用されている制度的背景を、主に3つの視点から整理する。1つ目は、「住民の政治参加の保障」である。首長と地方議員という2つの選挙が行われることで、住民の政治参加の機会が拡がり、より住民の意思を反映できる制度であることを確認する。2つ目は、「代表機関の特性」である。ここでは主に独任制の首長と合議制の地方議会の比較を行う。具体的には人数の側面に注目し、首長は独任制のため迅速な行政執行が可能だが、拾い上げられる

民意には限界があることを確認する。対して、地方議会が多様な主義・主張をもつ複数人の地方議員で構成されるため、首長が拾い上げることができない「多様な声」、「少数派の声」を政治に届ける役割を担っていることを考えさせる。展開 2 を通し、民主主義に不可欠な「少数意見の尊重」を地方議会が担保していることを理解させる。3 つ目は、「抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）」である。「多数の民意」を背負う首長と「多様な民意」を代表する地方議会が互いに監視・牽制し合うことで、権力の集中や専制的な政治を未然に防ぐ仕組みについて考えさせる。また、具体的な事例を用いて、首長と地方議会が健全な緊張関係を保つことが、より良い地方自治の実現につながることをイメージさせていく。

第 2 時は、積極的な議会改革に取り組む長野県飯綱町議会の事例検討を通し、地方議会が持つ可能性を考察する。多くの町村議会では、深刻な地方議員のなり手不足問題が喫緊の課題となっている。その中でも長野県飯綱町議会は、議員が住民とともに地域の課題解決や政策立案に取り組む「政策サポーター制度」や、住民の意見を議会だよりの編集に活かし、議会・議員活動にも反映させる「議会だよりモニター制度」などの議会改革を実施している。その先進的な運営は全国各地から視察が訪れるなど高く評価されており、住民と協働するより良い地方自治のあり方を示している。導入では、第 1 時で取り扱った高知県大川村の「議会廃止検討」に関する新聞記事を再提示し、その背景を探らせる。その背景とは、多く深刻な少子高齢化問題、低い議員報酬、議員のなり手不足であることを確認した上で、第 1 時で学んだ「多様な声を政治に届ける」という地方議会の意義を、困難な状況下で維持するにはどうすべきか考えることが本時の焦点となる。昨今の厳しい状況に直面しながらも、議会改革に取り組む飯綱町議会の姿を提示し、「これからの地方議会のあり方」を問うメインクエスチョンへとつないでいく。展開 1 では、飯綱町の実態と議会運営の特色を詳細に取り扱う。まず、飯綱町議会が多数の視察を受け入れ、数々の賞を獲得している実績を提示し、議会運営への評価の高さに触れる。その上で、飯綱町の人口ピラミッドや議員報酬に関する資料を提示する。ここでは、飯綱町は若い世代が多く暮らし、議員報酬も高いという事前の予想に反し、実際は他の町村と同様に少子高齢化の問題があり議員報酬も決して高くはないという共通の課題があることを確認させる。次に、新聞記事を用いて「政策サポーター制度」等の具体的な議会改革の内容を読み解いていく。単なる制度紹介に留まらず、これらの取り組みが住民や地域にどのような価値をもたらしたのかを考察させる。「住民が議会を身近に感じる契機になったこと」、「政策サポーター経験者から新たな議員が誕生したこと」、「多様な属性の住民が参画していること」といった具体的成果を確認する。展開 1 のまとめとして、飯綱町議会のような住民と協働する議会こそが、第 1 時で確認した「多様な民意の合議体」という地方議会の本来の姿をより具現化しているものであることを、考察させたい。展開 2 では、これまでの学習をふまえて、生徒の居住地である熊本県の議会運営を客観的に評価する活動を実施する。単元を貫く問いを見てわかるように、本活動は、生徒が将来の地方自治を担う主権者として、地方議会の現状を多角的に分析し、正しく評価する視点を養うことをねらいとしている。評価の実施に際しては、まず既習事項を整理し、二つの明

確な評価指標を設定する。第 1 時では地方議会は複数人の地方議員で構成され、首長が拾い上げることのできない住民の声を拾い上げる「多様な民意の代表機関」であることを学んだ。第 2 時では、議会改革に取り組む飯綱町議会は、住民との距離の近さや住民の声を積極的に取り入れた改革をしていたことを学んだ。これら 2 点の学びを活用して、評価指標を「議会が様々な属性で構成されているか」、「住民の多様な声に積極的に議会運営に取り入れようとしているか」というように設定する。その上で、これらの指標に基づき、熊本県議会議員一覧や高校生県議会の実施記録などの具体的な資料（【資料 3】中の資料番号⑰～⑳）を活用し、現状における評価すべき点と今後の検討課題を整理させる。「高校生県議会といった若い世代の声を取り入れようとしている」、「議員はどのような性別や年齢で構成されているか」、「この選挙区の区割りには県議会を多様にするか」などといった面からこれまでの学びを活かし、生徒が地方議会を単なる遠い組織としてではなく、自らが責任を持って選挙で選ぶ組織であると捉え、本活動を通して地方議会を視る目を高校生が養うことに期待したい。

### 【資料 3】 実験授業の授業計画

#### 1. 単元を貫く問い

- ・地方自治ではどのような地方議会が求められているのだろうか。

#### 2. 各時間の MQ と MA

| 時 | MQ と MA |   |
|---|---------|---|
| 1 | MQ      | なぜ地方自治では、二元代表制が採用されているのだろうか   |
|   | MA      | 地域に精通した住民の幅広い政治参加を保障し、強いリーダーシップを持った首長と多様な民意の代表機関である地方議会という地方自治の両翼が対等な立場で政治を展開できるよう地方自治では二元代表制が採用されている |
| 2 | MQ      | 地方議員のなり手不足問題の解消に近づく地方議会とは何だろうか  |
|   | MA      | なり手不足問題を解消していく地方議会とは、多様な民意の代表者として自覚を持ち、積極的に住民の声に耳を傾け、地方の政治を住民と共に歩む議会である                               |

### 3.各時間の授業計画

#### 第1時

| 過程 | 教師の指示や発問<br>(★単元を貫く問い・<br>○メインクエスチョン・<br>発問や指示)   | 教授学習活動   | 資料  | 生徒に習得させたい知識<br>及び予想される答え  |
|----|---|--|---|---|
| 導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治において、住民が直接投票で選出する2つの代表機関をそれぞれ何というだろうか</li> <li>・国政では議院内閣制が採用されている一方で、地方自治では首長と地方議会の2つの代表機関が住民の直接投票によって選ばれるという二元代表制が採用されているが、自分の住んでいる自治体の首長と地方議会（地方議員）について知っていることはあるか</li> <li>・次の新聞記事からどのようなことが読み取れるだろうか</li> <li>・次に地方議会は首長とどのような関係を築いているだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・次の新聞記事を読んでみよう。伊東市の市議会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>T 発問する<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 資料を読む</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>②</li> <li>③</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関の首長と議決機関の地方議会</li> <li>・首長はわかるが、地方議会のことはよくわからない</li> <li>・高知県の大川村が議会を廃止して、町民総会を立ち上げようとしている</li> <li>・多くの市議会が首長の提案を受け入れ、追認機関になっている。なれ合い議会</li> <li>・6300万円の費用がかかる</li> </ul> |

|             |   |  |          |  |
|-------------|---|--|----------|--|
|             | <p>議員選挙の費用はどれくらいだろうか</p> <p>・「専決処分」とは何か。資料から読み取ろう</p> <p>★わからないことが多い、「追認機関」になり、多額の費用もかかる地方議会は必要なのだろうか、地方自治において求められる地方議会とは何だろうか</p> <p>・ブライスは地方自治を何と表現したのだろうか</p> <p>・なぜ「民主主義の学校」と表現したのだろうか</p> <p>○なぜ民主主義の学校は議院内閣制ではないのか。制度的にも強い権限をもつ首長だけが地方の代表者で良いのではないだろうか、なぜ地方自治では二元代表制が採用されているのだろうか</p> | <p>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 提示する</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 提示する</p> | <p>③</p> | <p>・議会の議決を経ず、首長判断で事項を進めることができる権限</p> <p>・「民主主義の学校」</p> <p>・身近な地方政治を確立することが民主政治を実現する基礎になるから</p> |
| <p>展開 1</p> | <p>・地方自治制度が一元制になった場合どのような変化が起こるだろうか。選挙の面から考えてみよう</p>  | <p>T 発問する<br/>S 答える</p>  |          | <p>・今まで2つあった選挙が1つになる</p>   |

|     |  |   |  |   |
|-----|--|---|--|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙の機会が減ってしまうと住民の政治に対する関与の度合いはどのようになるだろうか</li> <li>・なぜ地方自治は住民の政治に対する関与を広く認めているのだろうか</li> <li>・地方自治が二元代表制であることで住民の政治参加の機会はどうなるだろうか</li> </ul>  | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p>                                       |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が政治に関われる場が減ってしまう</li> <li>・地域のことは住民が一番よく知っているから</li> <li>・地域に精通した住民が選挙を通じて政治に参加できる機会を保障している</li> </ul>                                    |
| 展開2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙で選ばれた首長と地方議員はどのような民意の代表者といえるだろうか。人数の面から考えよう</li> <li>・自分たちの住んでいる自治体の首長と地方議員の人数をそれぞれ調べてみよう</li> <li>・地方議員が複数人いることで政治に届く声は多様になるだろうか</li> <li>・首長と比較した場合はどうだろうか</li> <li>・地方自治が二元代表制</li> </ul> | <p>T 提示する</p> <p>T 発問する<br/>S 調べる<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は1名、地方議員は定数に応じて複数人いる</li> <li>・地方議員がいることで民意の多様性が生まれる</li> <li>・1名しかいない首長が拾いきれない声を複数人いる地方議員が地方自治に汲み上げてくれる</li> <li>・多様な民意からなる地方</li> </ul> |

|     |  |  |                             |   |
|-----|--|--|-----------------------------|---|
|     | <p>であることで政治に届く住民の声はどのようなだろうか</p>   | S 答える  |                             | <p>議会と多数派の民意からなる首長の代表機関が2つあることで、住民の声が幅広く政治に届く</p>   |
| 展開3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会の役割を首長との関係性から考えよう。田久保氏による「学歴詐称問題」の事例を見てみよう</li> <li>・なぜ今回の伊東市の「学歴詐称問題」が注目されているのか</li> <li>・地方議会はこの「学歴詐称問題」を受けてどのような判断をしたらだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・地方議会が出した不信任決議に対し、田久保氏は首長としてどのような権限を行使しただろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・「市長による学歴詐称疑惑」→不信任決議→議会解散権行使という一連の騒動を受けて住民はどのような思いを持っていただろうか。予想してみよう</li> <li>・その後、伊東市ではどの</li> </ul> | <p>T 提示する</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>T 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>T 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 予想する</p> <p>T 発問する</p> | <p>④</p> <p>④</p> <p>⑤⑥</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東市長であった田久保氏が自身の学歴を偽った疑惑があるため</li> <li>・田久保氏に対して不信任決議を行なった</li> <li>・地方議会に対して解散権を行使した</li> <li>・この市長に任せていいか不安・心配、市長を止めることはできないのか、地方議会に何とかしてほしい</li> <li>・解散後の地方議会選挙が</li> </ul> |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
|    | <p>ような動きが見られた<br/>だろうか。資料から読み<br/>取ろう</p> <p>・この事例を受けて、仮に<br/>地方議会が設置されて<br/>いなければどうなって<br/>いただろうか。予想して<br/>みよう</p> <p>・なぜ地方自治では代表<br/>機関が 2 つあるのだろ<br/>うか</p> | <p>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 予想する</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> | <p>行われ、多数の市長不信<br/>任派が定数を占めた、再<br/>度組織された議会が再<br/>び不信任を可決したこ<br/>とにより田久保氏の失<br/>職が決まった</p> <p>・市長をとめることができ<br/>なかったかもしれない、地<br/>方の政治が円滑進まない<br/>可能性がある</p> <p>・地方議会と首長がお互い<br/>の動きを監視するため。<br/>地方議会と首長の両翼<br/>がバランスをとって政<br/>治を展開するため</p> |
| 終末 | <p>・本時のMQに対するMA<br/>を考える</p>   | <p>T 発問する<br/>S 考える</p>   | <p>・(例)地域に精通した住民<br/>の幅広い政治参加を保<br/>障し、強いリーダーシッ<br/>プを持った首長と多様<br/>な民意の代表機関であ<br/>る地方議会という地方<br/>自治の両翼が対等な立<br/>場で政治を展開できる<br/>よう地方自治では二元<br/>代表制が採用されてい<br/>る</p>  |

第2時

| 過程 | 教師の指示や発問<br>(★単元を貫く問い・<br>○メインクエスチョン・<br>発問や指示)   | 教授学習活動  | 資料  | 生徒に習得させたい知識<br>及び予想される答え   |
|----|---|---|---|--|
| 導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前時の振り返りをしよう。なぜ地方自治は二元代表制が展開されているだろうか。また、地方議会はどのような民意の代表者だっただろうか</li> <li>・前時でも取り扱った大川村議会の新聞記事を見てみよう。なぜ大川村議会は町民総会を立ち上げることを検討したのだろうか。その背景を新聞記事から2つ読み取ろう</li> <li>・町村議会の実態はどのようになっているだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・無投票当選とはどのような意味だろうか</li> <li>・このままなり手不足問題が拡大し、大川村のように議会廃止論が検討されるとどのような影響が出るだろうか。予想</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>T 発問する<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>T 資料を読む<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 予想する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>⑦⑧<br/>⑨</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の幅広い政治参加の機会を設け、首長と地方議会がお互いを監視するため。地方議会は少数派・多様な民意の代表者である</li> <li>・村議の高齢化、なり手不足問題</li> <li>・町村議会の多くが高齢議員で構成され、無投票当選の割合が大きくなっている、低い議員報酬の中で生活している</li> <li>・定員割れのような状態で選挙が行われていない</li> <li>・住民が政治に関われる機会が減り、多様な声が届きにくくなる。首長の権限が拡大する。</li> </ul> |

|      |  |  |                              |   |
|------|--|--|------------------------------|---|
|      | <p>してみよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議員のなり手不足問題は今後どのような動きを見せると予想されているだろうか。資料から読みとろう</li> </ul> <p>○今後全国的な広がりを見せる地方議員のなり手不足問題を解消するにはどのような視点が効果的だろうか</p>   | <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 提示する</p>  | ⑩                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村議会のみならず、全国的に広がるのが予想されている。他人事ではなくなってきている</li> </ul>  |
| 展開 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県飯綱町議会に関する資料からどのようなことが読み取れるだろうか</li> <li>・なぜ飯綱町議会は活発な議会運営ができていたのだろうか。予想してみよう</li> <li>・飯綱町の議員報酬や人口構造はどのようなになっているだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・飯綱町議会はどのような取り組みをしているだろうか。資料を基に読み取ろう。</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 予想する</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> | <p>⑪</p> <p>⑫⑬</p> <p>⑭⑮</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い評価を受け賞も獲得している、町の外から毎年多くの人が視察に訪れている、活発である</li> <li>・議員報酬が高いから、若い世代の人口が多いから</li> <li>・議員報酬は一般議員が16万円と決して高いわけではない。議員の平均年齢も66.8歳と高齢である。人口も若い世代が特に多いというわけではない(つぼ型)。特別な事情は読み取れない</li> <li>・「政策サポーター制度」や「議会だよりモニター制度」などを実施していた。</li> </ul> |

|      |  |  |                     |   |
|------|--|--|---------------------|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの取り組みによりどのような効果が得られているだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>これらの取り組みによりどのような効果に期待できるだろうか。予想してみよう</li> <li>なり手不足問題を乗り越える地方議会とは何だろうか</li> <li>なぜブライスは地方自治を「民主主義の学校」と表現したのか、もう一度考えよう</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 予想する</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 考える</p> | <p>⑭⑮</p> <p>⑭⑮</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>政策サポーター制度に参加していた住民がその後議員に立候補し、当選した。参加者からも肯定的な意見が出ていた</li> <li>住民が地方議会を知るきっかけになる。女性や若者、議員のいない集落からもサポーターを募るためより多様な視点から地方自治を築くことができる。地域に精通した住民の知恵を借りることができる。なり手不足の解消につながる</li> <li>住民と共にある議会。住民の声を積極的に取り入れようとする議会。地方自治を動かす主体として住民が大きく存在している議会</li> <li>地方自治にとって住民の存在は欠かせないから。地方自治は住民の幅広い意見を政治の場に届けてくれるから</li> </ul> |
| 展開 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの授業を踏まえて、自分の住んでいる熊本県の議会を調べ、実施している取り組みについて評価しよう</li> </ul>   | T 提示する   |                     |   |

|  |   |   |                                   |  |
|--|---|---|-----------------------------------|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の視点を整理しよう。地方議会とはどのような意見の代表機関だったのだろうか</li> <li>・多様な民意の代表機関であるために、その構成員の性別や年齢、出身選挙区はどうあるべきだろうか</li> <li>・活発な議会運営が見られる飯綱町議会では特に何を重視して取り組みに努めていただろうか</li> <li>・取り入れる住民の声もどうあるべきだろうか</li> <li>・熊本県議会がどのような実態にあり、取り組みをしているのか。それぞれの資料を基に確認してみよう</li> <li>・多様な属性の議員で議会が構成されているか、住民の声を積極的に取り入れようとしているか、などに注目しながら、各資料を基に熊本県議会の実態・取り組みを</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 調べる</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 提示する<br/>S 資料を読む<br/>S 確認する</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 評価する</p> | <p>⑬⑭<br/>⑮⑯</p> <p>⑬⑭<br/>⑮⑯</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な意見の代表機関</li> <li>・偏るのではなく、さまざまな属性から構成されるべき</li> <li>・住民の声。住民との関わりやその機会を大切にしていた。自分たちが多様な意見の代表機関であるという自覚を議員が持っていた。多様な属性の住民が軸となる地方議会</li> <li>・年齢や性別など関係なく、幅広く取り扱うべき</li> <li>・(例)【評価できる点】熊本県議会では、高校生議会を定期的で開催しており、若い世代の声にも耳を傾ける議会運営に努めている点は評価できる</li> </ul> |
|--|---|---|-----------------------------------|--|

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | <p>評価しよう。評価できる点と検討の余地がある点それぞれ1つずつ理由も含めてまとめてみよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調べた内容を近くの人と共有しよう</li> <li>・共有した内容を全体に向けて発表してみよう(数名程度)</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 共有する</p> <p>T 発問する<br/>S 発表する</p> | <p>【検討の余地がある点】熊本県議会の選挙区と定数を見ると、全49の定数のうち熊本市は17となっている。人口構成などの面もあると思うが、熊本市外に住む県民の声が議会に十分反映されるかは疑問が残る</p>  |
| 終末 | <p>・本時のMQに対するMAを考える</p> <p>★単元を貫く問いに対するまとめを考える</p>  | <p>T 発問する<br/>S 考える</p> <p>T 発問する<br/>S 考える</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(例)なり手不足問題を解消していく地方議会とは、多様な民意の代表者として自覚を持ち、積極的に住民の声に耳を傾け、地方の政治を住民と共に歩む議会である</li> <li>・(例)首長となれ合いになるのではなく、複数人の議員からなる多様な民意の代表機関であることを自覚し、民主主義の主役である住民を巻き込みながら地方の政治を行う地方議会が二元代表制を採用する地方自治において求められている</li> </ul> |

#### 4.授業資料

- ①新聞記事「人口 400 人の村 議会廃止検討」(朝日新聞,2017-5-5,朝刊,1 面)
- ②表「地方議会の実態」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.8) より筆者作成
- ③新聞記事「経費 6300 万円を専決処分 市補正予算」(朝日新聞,2025-9-12,朝刊,23 面)
- ④新聞記事「伊東市長が議会解散 学歴問題 市政停滞長期化」(読売新聞,2025-9-11,東京朝刊,27 面)
- ⑤図「伊東市で想定される今後の流れ」(東京新聞「伊東市長の不信任可決 不誠実な態度に議会『ノー』 田久保氏, 進退明らかにせず」.東京新聞.2025,<https://www.tokyo-np.co.jp/article/432717>) (2025.11.27 最終閲覧)
- ⑥新聞記事「伊東市長が失職 不信任決議 再び可決」(読売新聞,2025-11-1,東京朝刊,29 面)
- ⑦図「地方議員の年齢別概況」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.94)
- ⑧図「統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.87)
- ⑨「地方議会の運営の実態」(総務省「地方議会議員のなり手不足について」.総務省.2025. [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000993636.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000993636.pdf)) より筆者作成 (2025.7.20 最終閲覧)
- ⑩資料「なり手不足に潜む危機」(全国町村議会議長会「町村議会議員のなり手不足に潜む 3つの危機 ~議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう~ (令和 6 年 3 月)」.全国町村議会議長会.2024,<https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/countermeasure/file03.pdf?pdf>) (2025.11.27 最終閲覧)
- ⑪資料「飯綱町議会の実態」(相川俊英『地方議会を再生する』集英社新書,2017,pp.16-17) から一部抜粋
- ⑫図「飯綱町の人口ピラミッド (令和 2 年)」(飯綱町「第 2 次飯綱町総合計画 【後期基本計画】」飯綱町.2020,[https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/\\_/\\_2\\_.pdf](https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/_/_2_.pdf)) (2025.11.27 最終閲覧)
- ⑬表「全国最下位クラスの議員報酬, 政務活動費はゼロ」(相川俊英『地方議会を再生する』集英社新書,2017,pp.18-20) より筆者作成
- ⑭新聞記事「活動を「見える化」集落機能の再生へ住民巻き込み議論」(朝日新聞,2018-2-1,朝刊,15 面)
- ⑮新聞記事「[政治の現場] 統一地方選 (3) DX 議員を身近に 住民の関心引きつける」(読売新聞,2023-3-16,朝刊,4 面)
- ⑯資料「熊本県議会議員一覧」(朝日新聞「熊本県議選」朝日新聞.2023, <https://www.asahi.com/senkyo/local/2023/koho/E43.html>) (2025.12.4 最終閲覧)・(熊本県議会「全議

員名簿（選挙区別・50音順）」熊本県.2025, <https://www.pref.kumamoto.jp/site/gikai/51860.html>（2025.12.4最終閲覧）」より筆者作成

⑰新聞記事「熊本 1人から5人に 割合最低を脱出」（熊本日日新聞,2023-5-7,朝刊,2面）

⑱新聞記事「若者ら知事ただす」（熊本日日新聞,2011-11-7,朝刊,24面）

⑲資料「熊本県議会議員の選挙区と定数」（和水町「熊本県議会議員の選挙区と定数が一部変更になります」和水町.2014,<https://www.town.nagomi.lg.jp/soshiki/soumu/kurashi/3439/>）（2025.12.4最終閲覧）

(1)第1時

「公共」 授業実践 第1時ワークシート

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 第2学年1組 | 番 | 氏名 |
|--------|---|----|

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| ★貫く問い | 地方自治にはどのような (①) が求められているだろうか |
| OMQ   | なぜ地方自治では (②) が採用されているだろうか    |

理由(1) 選挙の側面

Q1 仮に地方議会が無くなった場合、選挙の実施はどうなるだろうか

↓

地域に精通した住民がより (③) の機会を持つことができるため

理由(2) 代表機関の人数の側面

□自分の住んでいる自治体の地方議会議員と首長の人数をそれぞれ調べてみよう!

|          |         |       |
|----------|---------|-------|
| 住んでいる自治体 | 地方議員の人数 | 首長の人数 |
|          | 人       | 人     |

Q2 (④) 人いる地方議員がいることで政治に反映される住民の声の多様性はどうか

↓

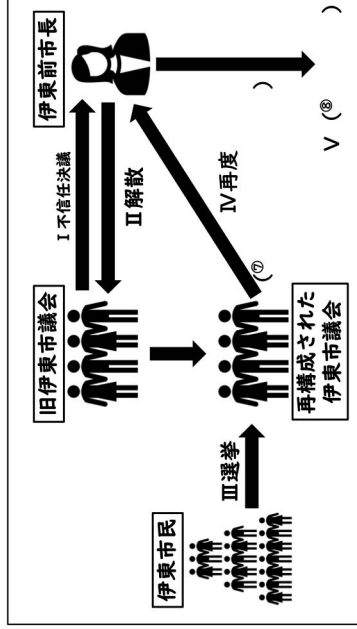
(⑤) な意見からなる地方議会 + (⑥) の意見からなる首長

=住民の声が幅広く政治に反映されるため

理由(3) 地方議会と首長の関係性の側面

Q3 伊東市で起きた一連の出来事に住民はどのような思いを持っただろうか

Q4 その後、伊東市政ではどのような動きがあっただろうか



Q5 地方議会が設置されていなければどのような事態が起こるだろうか

↓

地方議会と首長の両翼が互いを (⑧) するため

○本時のMQ に対するMA を考えよう!

「公共」 授業実践 第2時ワークシート

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 第2学年1組 | 番 | 氏名 |
|--------|---|----|

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| ★貫く問い | 地方自治にはどのような(①) 地方議会) が求められているだろうか |
| ○MQ   | 地方議員の(②) ) 問題の解消に近づく地方議会とは、何だろうか  |

長野県飯綱町議会

新聞記事を読んで、飯綱町議会がどのような取り組みをしているのか。制度名やその概要について自由に書き出そう

|  |
|--|
|  |
|--|

新聞記事を読んで、飯綱町議会の取り組みはどのような効果をもたらしているだろうか。自由に書き出そう

|  |
|--|
|  |
|--|

Q1 飯綱町議会の取り組みは、どのような利点をもたらすだろうか。議会と住民それぞれの立場から考えよう

|    |  |
|----|--|
| 議会 |  |
| 住民 |  |

なり手不足問題の解消に近づくためには(③) )の存在は欠かせない  
→ブライスの述べた「(④)」

熊本県議会への評価

これまでの学びを踏まえて、評価の視点を整理してみよう！

その1:(⑤) )な意見の代表機関として機能しているか  
その2:(⑥) )が広く関われる議会運営がなされているか

↓

熊本県議会の実態・取り組みを評価してみよう！【資料111~114】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 評価できる点    | 検討の余地がある点 |
| 選んだ資料→( ) | 選んだ資料→( ) |
| 理由:       | 理由:       |

○本時のMQに対するMAを考えよう！

|  |
|--|
|  |
|--|

★単元を貫く問いに対する自身のまともな2つのキーワードを用いて考えよう！

|       |          |
|-------|----------|
| キーワード | 多様な意見、住民 |
|       |          |

### 第3節 実験授業の発話記録と板書

本実験授業における発話記録と実際の板書は【巻末資料1】に示す通りである。

### 第4節 実験授業の分析

#### 第1項 アンケート調査項目の概要

本実験授業の実施に際して、実験授業の前後に記述式のアンケート調査をクラス全員（計42名）に対して行った。アンケートの項目については、以下の表1に示す3つに設定した。

表1 アンケート項目

|   |  |
|---|--|
| ① | なぜ地方自治では、二元代表制が採用されているのでしょうか。                        |
| ② | 地方議会（地方議員）は、同じ地方自治の代表機関である首長と比較したとき、どのような点で異なっていますか。 |
| ③ | 地方自治では、どのような地方議会が求められていると思いますか。                      |

本実験授業における変容の分析は、事前・事後の比較が明確であった項目①および②の結果に基づいて行う。項目③を分析対象から除外した理由は、筆者の設問設計上の課題があり、本実験授業を通じた生徒の思考の深まりや変容を十分に見とることができなかつたためである。生徒の具体的な回答記述は【巻末資料2】に示す通りである。項目③では、単元を貫く問いと同様の問いを設定した。これは、地方議会の必要性を理解した上で、住民としてより良い議会を築くために、生徒がどのようなことを考えたのか分析するために設定した。しかし、問いが抽象的だったこともあり、多くの生徒が「住民のために動く議会」といった、一般的かつ表層的な回答を述べるにとどまった。生徒にとって「代表者は住民のために活動するものである」という認識は、授業を受ける前から当然の事実として認識していたと考えられる。そのため、本実験授業による認識の変化を測る指標としては、設問に具体性が欠けていたと言わざるを得ない。生徒が既存の知識を超えて深く考え、その変容を可視化できるような設問を用意できなかった点は、本授業構成における大きな課題として整理される。

#### 第2項 事前調査の分析

事前アンケートの詳細については【巻末資料2】に示す通りである。

図1は、①に対する生徒の記述を分類したものである。結果として、多くの生徒が「二元代表制という言葉の意味がわからない」と回答していた。中学校社会科公民的分野で地方自治を学習するため、制度の仕組み自体には馴染みがあると考えていたが、実際には地域の政治に対する生徒の関心や認識度は想定よりも低かったといえる。そのため、授業では二元代表制の定義から丁寧に扱う必要があると整理できた。ただし、こうした結果に至った背景には、ここにも筆者の設問構成上の課題が挙げられる。本設問の意図は、二元代表制の「制度的機能」を問うことにあり、二元代表制そのものの意味を問うわけではない。既習事項で

あるという前提に立ちすぎたため、注釈を付すなどの工夫を欠いた点が、生徒の思考を妨げる要因になったと考えられる。一方で、一部の生徒は二元代表制が採用されている理由を「代表機関相互の抑制と均衡(チェック・アンド・バランス)」の観点から記述できていた。これにより、二元代表制の制度的機能について一定の理解を示している層も存在することが確認できた。

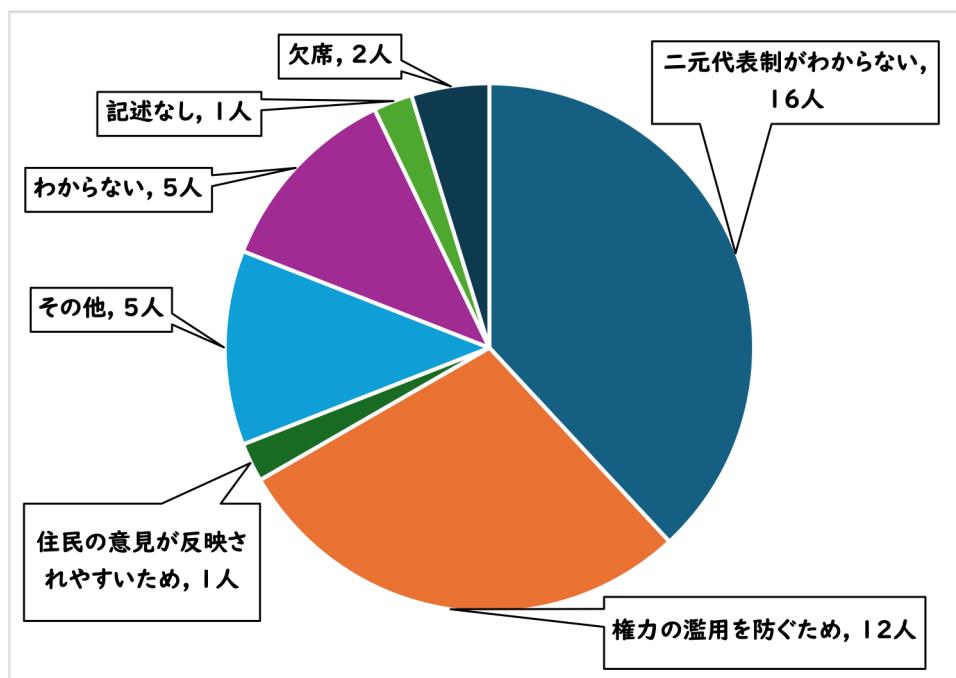


図 1 事前アンケート項目①に対する記述の分類

アンケート調査より筆者作成

次に、図 2 は項目②に対する生徒の記述を分類したものである。「わからない (16 名)」および「記述なし (4 名)」を合わせると全体の約半数に達しており、項目①同様、生徒にとって地方自治の代表機関というのがイメージしにくい対象であることがわかった。具体的な回答が得られた層については、その多くが「権限や役割 (14 名)」や「人数 (3 名)」といった記述にとどまっており、本質的な相違点である「担うべき民意の性質の違い」にまで言及した生徒を事前段階で確認することはできなかった。

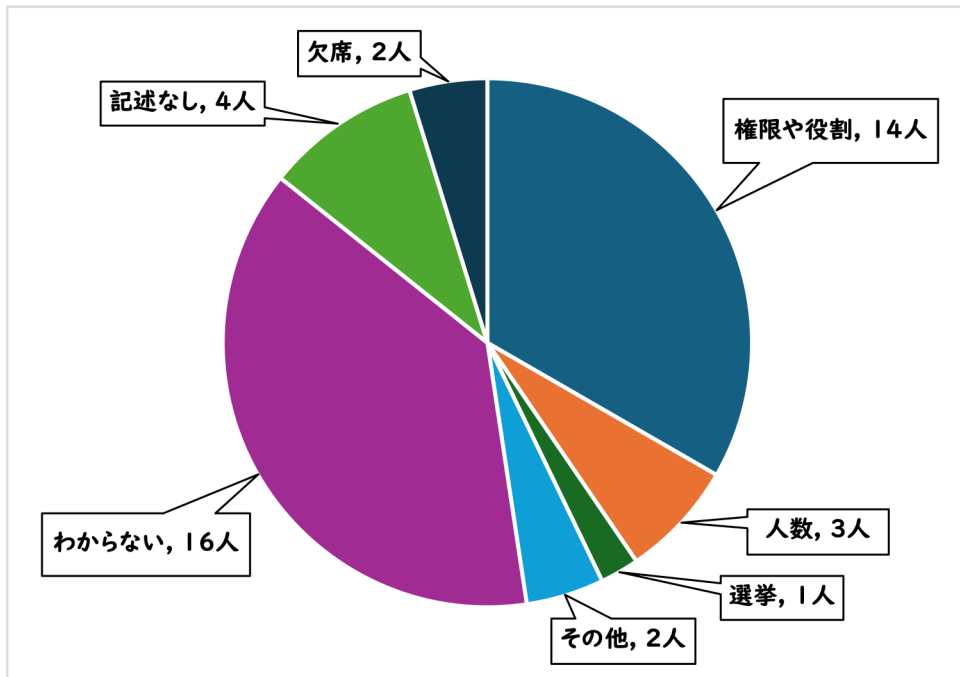


図 2 事前アンケート項目②に対する記述の分類  
アンケート調査より筆者作成

### 第3項 事後調査の分析

事後アンケートの詳細については【巻末資料2】に示す通りである。

以下の表2は項目①、表3は項目②の事後アンケートの分析に用いたルーブリック評価である。評価として「A」を「到達」、「B」を「概ね到達」、「C」を「未到達」というように設定している。本項では、これらのルーブリック評価を用いて実験授業後の生徒の記述について分析を行う。

表2 アンケート項目①の評価のルーブリック

| 評価        | 基準内容  |
|-----------|---|
| A<br>到達   | 内容が詳しく書けていなかったり、箇条書きであったりしているが、「住民の幅広い政治参加の機会の保障」と「2つの代表機関の相互監視」の2つの観点を明確に整理することができている。 |
| B<br>概ね到達 | 内容が詳しく書けていなかったり、箇条書きであったりしているが、2つの観点のうち片方を明確に整理することができている。                              |
| C<br>未到達  | 質問の意図を理解していない、あるいは不適切な理解をしている。本実践の内容とは異なる側面からの記述や、「わからない」・白紙回答。                         |

表 3 アンケート項目②の評価のルーブリック

| 評価        | 基準内容   |
|-----------|--|
| A<br>到達   | それぞれの機関がどのような民意（地方議会が多様な民意、首長は多数派の民意）の代表として位置付けられているのかを整理することができている。人数の側面（複数人か1人か）についての記述が不足していても、それぞれの代表機関が担う民意の違いを捉えていればこの評価とする。 |
| B<br>概ね到達 | 地方議会と首長が異なる機関であることは理解しているが、「どのように違うのか」を具体的に考えられていない。人数の違いなどの組織的・表層的な記述のみであったり、代表している民意の違いを説明できていなかったりしている。                         |
| C<br>未到達  | 質問の意図を理解せず、「報酬」や「権力の上下関係」など、根拠に基づかない主観的な記述をしている。または、本実践で重点を置いた内容（合議体か独任制か等）とは無関係な側面を述べているか、白紙回答。                                   |

以下の図 3 は、項目①の事後アンケートによる記述を表 2 のルーブリック評価に当てはめ、分類したものである。その結果、出席した生徒 40 名のうち、評価 A（到達）が 27 名（約 64%）、評価 B（概ね到達）が 12 名（約 29%）、評価 C（未到達）が 1 名（約 5%）という結果を得た。まず、全体の約 3 分の 2 にあたる生徒が評価 A に到達した。これらの生徒は、「住民の幅広い政治参加の機会の保障」と「2 つの代表機関の相互監視（チェック・アンド・バランス）」という 2 つの観点を適切に組み合わせて記述できていた。箇条書きや簡潔な表現であっても、制度が持つ二面的な意義を構造的に理解していることが確認できる。これは、本実験授業において地方議会と首長という 2 つの代表機関が存在する制度的機能を深く考えさせることができたという一定の成果を収めたことを示している。一方、2 つの観点のうち一方のみの記述にとどまっている評価 B となった生徒は 12 名であったが、評価 A・B 合わせるとクラスの 9 割以上の生徒が本実験授業を通して二元代表制の制度的機能について考えることができたと確認できる。

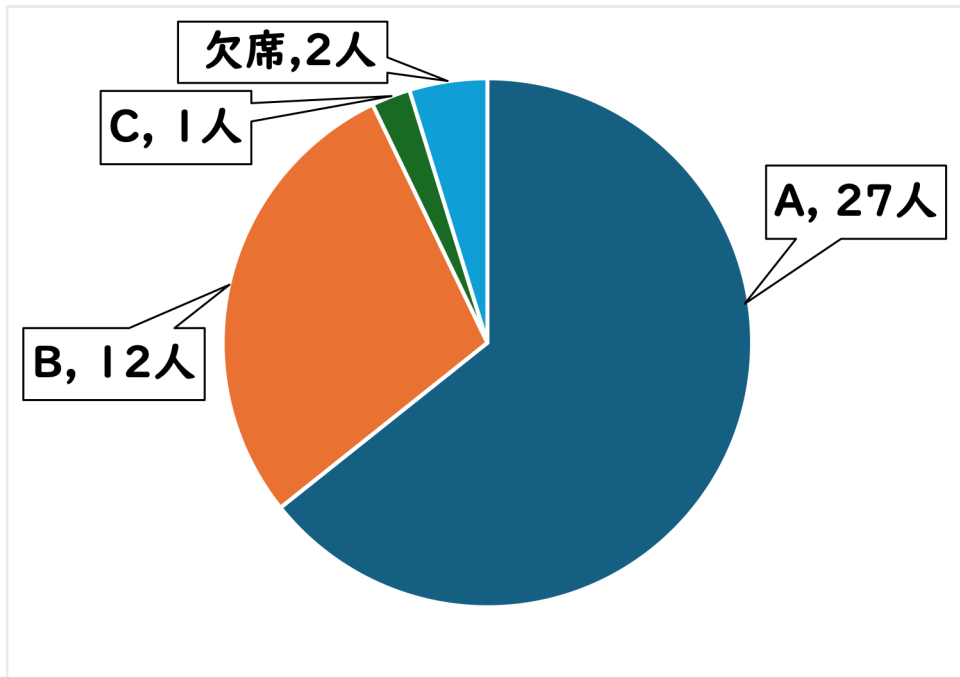


図 3 事後アンケート項目①に対する記述の評価

アンケート調査より筆者作成

次に、以下の図 3 は、項目②の事後アンケートによる記述を表 3 のルーブリック評価に当てはめ、分類したものである。その結果、出席した生徒 40 名のうち、評価 A（到達）が 24 名（約 57%）、評価 B（概ね到達）が 6 名（約 14%）、評価 C（未到達）が 10 名（約 24%）という結果を得た。まず、半数を超える 24 名の生徒が、代表機関としての背負うべき民意の相違を明確に記述できていた。人数の側面（1 人か複数か）についての言及が不足していても、それぞれの機関が担う「民意の性質」の違いを言語化できている生徒の記述が目立った。これは、授業を通して「地方議会が多様性のある地方自治を築いていく」という本質的な存在意義が、生徒の中に深く浸透した結果であると考えられる。次に、評価 B となった 6 名の生徒は、組織の形態や人数の違いに着目して回答を記述していた。事前のアンケート結果において、「わからない」や「無回答」が半数近くを占めていたことを踏まえれば、たとえ表層的な記述であっても、両機関が構造的に異なる組織であること（人数等）を挙げて説明できるようになった点は、大きな前進として評価できる。人数の違いといった認識こそが、今後「両機関が担うべき民意」といった本質的な相違を考えるための重要な土台となっている。一方で、評価 C となった生徒は一定数（10 名）見られ、その内容には「権力の上下関係」や「待遇の差」に触れる記述が目立った。二元代表制において、両機関が対等な立場での抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）を保っている点については、今後より具体的な事例を通じた丁寧な指導が必要であるとわかった。また、評価 C の中には「地方議会が決定し、首長がそれを執行する」といった、議決機関と執行機関の機能分担に着目

した記述も見られた。これらは、本実験授業の主眼から離れた内容の記述になるため、評価 C として分類したが、設問上の答えとしては決して間違っている記述ではない。この点についても筆者の設問構成上の課題があったことが明らかとなった。本設問では、生徒が「複数人の地方議員で構成されている地方議会は、多様な民意の合議体である」といった趣旨の回答に期待していた。しかし、設問において「担うべき民意の性質について着目してみましょう」といった記載を明示しなかったことが、相違点を考える上で視点のズレを引き起こし、評価 C の生徒を一定数生み出した大きな要因だと考えられる。生徒が本実験授業を通して得たことを最大限引き出せるよう、問い方の質を高めることが筆者にとっての今後の大きな課題となった。

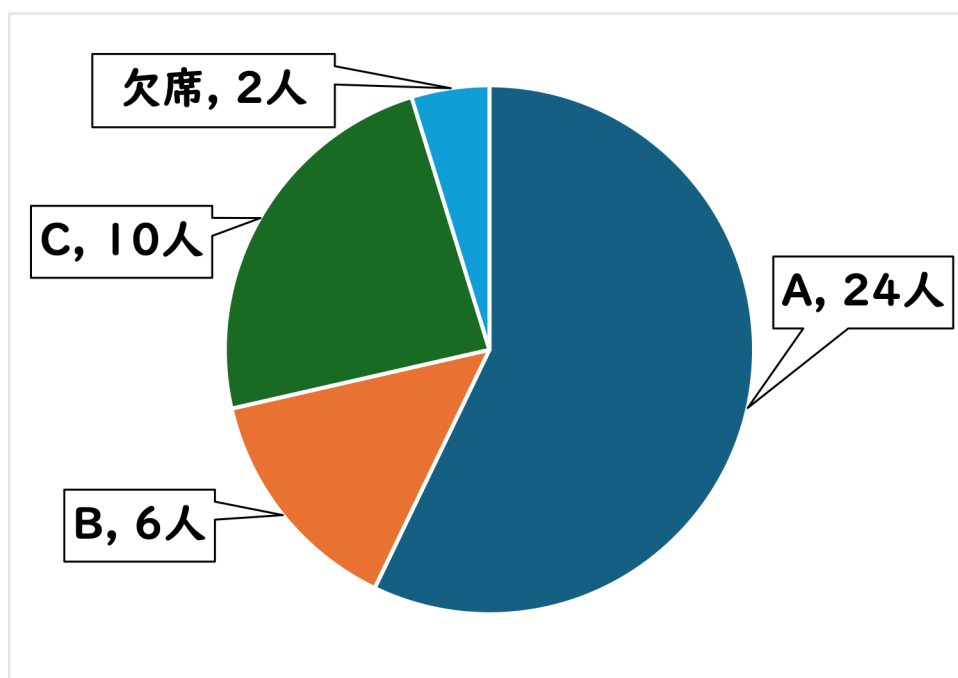


図 4 事後アンケート項目②に対する記述の評価

アンケート調査より筆者作成

### 第3章 生徒が地方議会の存在意義をつかむ高等学校公民科「公共」の授業再構成の検討

#### 第1節 実験授業の課題

実践後、実験授業に関して以下の4点が課題として整理できた。

1点目は、筆者自身の授業の進め方や生徒への配慮に関する課題である。前章で提示した【資料3】、そして【巻末資料1】を見てわかるように、授業全体で扱う内容の取捨選択が不十分だった。その結果、提示する資料が多くなり、特に第2時では1時間で14個もの資料を取り扱うこととなった。これは生徒にとって大きな負担となっただけでなく、個々の資料を背景や要因まで深く検討するための材料として活用しきれず、単なる提示に留まるものとなってしまった。また、限られた時間の中でこれほどの資料を扱ったため時間配分もうまくいかず、第2時を展開2が実施できないまま、飯綱町議会の事例検討のみで終える形となった。さらに、残り時間を意識するあまり筆者自身に焦りが生じ、発問が難解になったり、教師主導の説明が増えてしまったりした点も反省すべき点である。例えば、「地方議会がなくなったらどうなるか」といった発問は聞き方としてあまりにも漠然としすぎており、生徒が思考の糸口を見つけにくくなっている。また、「選挙が一元的になった場合」という発問では、生徒に馴染みのない「一元的」という言葉を十分な補足なしに用いてしまい、不必要な難しさを与えてしまった。資料の提示や発問の仕方などより生徒に寄り添った授業設計を再構築することが今後の重要な課題となった。

2点目は、地方自治に関する生徒の既習知識及び認識について、授業者側の事前の見立てが不十分だった点である。本実験授業は、生徒の地方自治観の変容を目的とし、地方議会の存在意義を主眼に置いて設計した。具体的には、「なぜ地方自治では、議院内閣制ではなく二元代表制が採用されているのか」、「地方自治のリーダーである首長を住民は選挙で選べるはずなのにどうして地方議会も選ぶ必要があるのか」といった発問を軸に授業を展開する予定であった。しかし、実際には生徒にとって「二元代表制」や「首長」という概念自体が定着していないことが明らかとなった。事前アンケートの結果においても、二元代表制や首長という言葉が「わからない」とする回答が大きな割合を占めている。「二元代表制」は中学校社会科での既習事項であること、また「首長」は独任制であり地方議員と比較して、メディアでの取り扱いの機会も多いことから、生徒にとって馴染み深いものであることという筆者の予断が、結果として教材研究における過信に繋がったといえる。生徒を地方議会の存在意義に関する考察に導くためには、二元代表制や首長の役割についてもより段階的かつ丁寧な指導を組み込む必要があった。

3点目は、第1時の展開3で取り扱った伊東市長による「学歴詐称問題」が、両機関が抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）でうまく地方自治が運営されている事例として適切だったか疑問が残る点である。本来、二元代表制の意義は、多様な民意の合議体である「地方議会」と、強いリーダーシップを持つ独任制の「首長」が、対等な立場で互いを監視し合うことで専制を未然に防ぎ、より多くの住民の声が地方自治に反映されるという長所を有

している。しかし、今回授業で取り扱った事例は不祥事という「個人の資質」に焦点が当たると特殊な事案であった。不信任決議権や解散権といった両機関のやりとりや代表者を選ぶ住民の責務について考えさせられる事例ではあるものの、両機関の日常的な緊張関係を実現している事例とは乖離がある。本来の二元代表制の機能は、住民の福祉に直結する政策立案や予算編成をめぐる、両機関の日常的な緊張感の中で発揮されるものである。今後は、不祥事のような事例ではなく、日々の関わりの中で「多様な民意」と「多数派の代表」がどのように対等に議論を尽くし、合意を形成しているかを実感できる事例を慎重に選ぶ必要がある。

4点目は、本実践における最大の課題である「生徒の地方自治観の変容」についてである。本実践の目的は、地方議会の意義を明確にすることで、生徒が抱く地方自治観の変容を促すことにあった。授業を通して地方議会そのものの意義については理解が深まったものの、それを踏まえて「住民」と「地方自治」を結びつける構成が不十分であった。例えば、飯綱町議会の改革は、従来の地方議会の在り方に一石を投じる優れた事例であったが、授業構成が活発な議会運営を「観る」側面に偏ってしまった。その結果、生徒の中に「なり手不足などの問題は地方議会側が解決してくれる」という、ある種の傍観者的な認識を与えてしまった懸念が残る。本来目指すべきは、「地方議会は多様な民意の合議体であり、地方自治そのものが住民の積極的な参加を土台としている」という認識の獲得である。事後アンケートでは、二元代表制の制度的意義や、多様な意見を汲み上げる民主主義における地方議会の不可欠性について、多くの生徒が理解を示していた。しかし、視点が「住民」側に十分置かれていなかったため、知識としては定着しても「身近な自分事」としての切実性を感じにくい状況を生んでしまった可能性がある。地方自治は、制度的機能を含め、住民が広く政治に参画できる可能性を秘めている。そのような認識を生徒が掴むことができれば、「民主主義の学校」といわれる地方自治に対する見つめ方の問い直しにつながるのではないだろうか。

## 第2節 実験授業の再構成案

実験授業後における課題を踏まえ、授業の再構成を行なった。詳細については以下の通りである。また、授業計画については【資料4】に示す通りである。

まず、単元を貫く問いについては、本研究題目でもある地方議会の存在意義に生徒が迫れるよう「なぜ地方議会は必要なのだろうか」と再設定した。前章で示した授業計画（以下、「旧授業計画」とする）では単元を貫く問いを「地方自治ではどのような地方議会が求められているのだろうか」と設定していた。しかし、前節でも述べた通り、この問い方では対象が漠然としすぎているため、授業を通じた思考の深化が見られなかった。アンケート項目③の結果に変化が見られなかった背景にも、この問いの設定に起因する課題があったと考える。地方議員のような「選挙で選ばれた代表者は住民のために動く」というのは生徒たちの中にすでにあり、それは当然の真理と言えるだろう。また、このような問い方になると地方議会が必要であること前提で授業が進められている。実態として、生徒の中には「何をして

いるか不透明な地方議会は不要である」という認識も根強く、まずはこの前提自体を揺さぶらなければならない。生徒が地方自治の持つ可能性を実感するためには、地方自治機構における地方議会の存在意義そのものに迫る必要がある。

第1時について再構成した授業計画の詳細を述べる。導入は、本単元を貫く問いである「なぜ地方議会は必要なのだろうか」という問題提起を行う重要な局面である。旧授業計画では、導入部分で3つの資料を扱う結果となり、時間が費やしただけでなく、かえって複雑な流れとなってしまった。この反省を踏まえ、内容を精選し、より焦点化した構成へと再構成した。特に改善を加えたのは、「住民は首長を選ぶ権利があるのに、なぜさらに地方議員まで選ぶ必要があるのか」という問いの設定である。この問いを投げかけることで、執行権を持つ首長を直接選んでいるにもかかわらず、なぜ議決機関である地方議会の選挙まで保障されているのか、という二元代表性に対する疑問を喚起させる。また、必要に応じて国政（議院内閣制）との比較も視野に入れることが可能である。国政では「国会議員の選出が首相の指名に直結する」のに対し、地方自治では「首長を別個に選べる」という構造的な違いがある。この対比を通じて、「首長を選べるのであれば、地方議会選挙は不要なのではないか」という問いを提示することで、二元代表制が持つ「二重の代表性」の意義をより深く思考させる展開を目指した。次に改善を加えたのは、展開3で扱う「首長と地方議会の抑制と均衡（チェック・アンド・バランス）」を示す事例の変更である。前節の課題で述べた通り、旧授業計画の伊東市長による「学歴詐称問題」は地方自治において極めて特殊な事例であった。そこで、より日常的な関係性の中で両機関の相互作用が可視化される、横浜市の「財政責任条例」を事例として採用した。本条例は、市長が中期計画において具体的な財政目標を設定・報告し、議会がそれを検証することで、双方が財政健全化の責務を共有するというものである。人羅（2014）は、本条例を「地方議会が執行権の壁に挑んだ事例」と評価しており、単なる相互監視の事例を超え、地方議会の存在意義を問い直す事例として適切であると考えた。この事例に基づいて、予算編成に地方議会がより関われることでどのような効果を期待できるか、首長との関係はどのような方向に向かうかなどを生徒に考えさせたい。

続いて、第2時について再構成した授業計画の詳細を述べる。旧授業計画では、本時の問い（MQ）を「地方議員のなり手不足問題の解消に近づく地方議会とは何だろうか」と設定していた。しかし、この問いは生徒にとって切実性に欠けるだけでなく、「議会の問題は議会次第である」という当事者意識の希薄化を招く恐れがあった。そこで再構成案では、MQを「飯綱町議会が行う積極的な議会改革は、地方自治に何をもたらしているだろうか」というように変更した。そして、飯綱町の事例検討を通じて、単元を貫く問いである「なぜ地方議会は必要なのか」に迫れるよう意図している。また、旧授業計画の展開2に設定していた「熊本県議会の運営評価」については、本時のMQとのつながりが弱いこと、および時間的制約を考慮し、削除する判断を下した。その代わりに、それまで展開1で取り扱っていた内容を2つに分け、飯綱町・町議会の概要と議会改革の実際を展開1に、「改革によってどのような効果が得られ、どのような可能性が期待できるか」を展開2で深く考察させる構

成へと改めた。事例の見せ方にも改善を加えた。新聞記事だけでなく実際にどのようにして取り組みが行われているのかがわかる写真を付け加えた。地方議会と住民が積極的に議論している様子を見ていきたい。飯綱町議会のような事例を通して、生徒たちの中でそれまで「わからない」、「要らない」と考えていた地方議会がより良い地方自治実現の可能性を秘めた存在だと認識してもらうことに期待したい。

最後に、実験授業では実施に至らなかった第3時の構想について整理する。前述の通り、生徒の地方自治観の変容を十分に促せなかった課題を踏まえ、本時の追加を構想した。ここでは、地方自治と自分たち住民が深く繋がっていることを再確認し、制度的・空間的の両面から「地方自治の切実さ」を実感させることを目的としている。こうした狙いを達成するため、第3時のMQを「なぜブライスは地方自治を『民主主義の学校』と表現したのだろうか」と設定した。第1章で指摘した地方自治は国政の「予備校」という誤解の背景には、この言葉の表層的な理解があるのではないか。ブライスの真意を問い直すプロセスこそが、生徒の地方自治に対する認識を考え直す鍵になると考えた。導入では、議院内閣制（国政）と二代表制（地方自治）を改めて対比させ、「政治制度が異なるにもかかわらず、なぜ地方自治こそが『民主主義の学校』とされるのか」という問題提起を行う。展開1では、民主主義のあり方を考察する。これまでの学習を振り返り、民主主義が「単なる多数決」ではなく「少数意見の尊重」や「より幅広い人々の参加」を本質とすることを確認したい。その上で、第1時・第2時で学んだ「多様な民意の代表機関地方議会」である地方議会の役割と照らし合わせ、地方自治がいかに民主主義の理念を体現した仕組みであるかに気づかせる。展開2では、「なぜ地方自治は広範な住民参加を前提としているのか」という本質に迫る。地域の課題に最も精通しているのは住民自身であり、その解決に向けて責任を持つことが自分たちの利益に直結することを理解させたい。この過程を経て、生徒の意識を「代表者が動いてくれる」という受け身の姿勢（外からのベクトル）から、「住民自らが参画し、自治を築き上げる責務がある」という主体的姿勢（内からのベクトル）へと変容させることを期待している。ただし、この第3時はあくまで構想段階であり、授業計画の具現化には至っていない。この展開で真に生徒の地方自治観を揺さぶれるかについては、さらなる検討が必要である。また、筆者自身の教材研究も不十分である。「民主主義の学校」という言葉は今でも「公共」の教科書をはじめ様々な場面で耳にするが、現代とブライスが生きた時代とは状況は全く異なっている。教科書的な理解に留まらず、ブライスが当時のイギリス政治の中で何を思い地方自治を「民主主義の学校」と表現したのか、現代の文脈において「民主主義の学校」という言葉をどう再構築すべきか、その理論的探究が筆者の今後の課題である。そのため、第3時は構想という段階に留め、次に示す【資料4】では具体的な授業計画の提示は省略する。

【資料 4】再構成を検討した実験授業の計画

1.単元を貫く問い

- ・なぜ地方議会は必要なのだろうか。

2.各時間の MQ と MA

| 時 | MQ と MA |   |
|---|---------|---|
| 1 | MQ      | なぜ地方自治では、二元代表制が採用されているのだろうか   |
|   | MA      | 地域に精通した住民の幅広い政治参加を保障し、強いリーダーシップを持った首長と多様な民意の代表機関である地方議会という地方自治の両翼が対等な立場で政治を展開できるよう地方自治では二元代表制が採用されている   |
| 2 | MQ      | 飯綱町議会が行う積極的な議会改革は地方自治に何をもたらしているだろうか   |
|   | MA      | 飯綱町議会のように積極的に住民と協働する議会改革は、地方議員のなり手不足問題を解決するだけでなく、住民がより地方議会を知ることができたり、たくさんの人々が政治に関われることのできるきっかけを作ったりしている |

3.各時間の授業計画

第 1 時

| 過程 | 教師の指示や発問<br>(★単元を貫く問い・<br>○メインクエスト・<br>発問や指示)   | 教授学習活動  | 資料 | 生徒に習得させたい知識<br>及び予想される答え   |
|----|---|---|----|--|
| 導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治において、住民が直接投票で選出する 2つの代表機関をそれぞれ何というだろうか</li> <li>・首長と地方議員とは具体的にどのような人を指すのだろうか。自分の住む地域に当てはめて考えてみよう</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 考える</p> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長と地方議会（地方議員）</li> <li>・市長や町長、地方議会（地方議員）のことはよくわからない</li> </ul> |

|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長と地方議員はどのように選ばれるだろうか</li> <li>・このように住民が2つの代表機関を選挙で選ぶ地方自治特有の制度を何といったらだろうか</li> <li>・なぜ住民は政治を実際に進めていく首長だけでなく、地方議員まで選挙で選ぶ必要があるのだろうか</li> <li>★なぜ地方議会は必要なのだろうか</li> <li>○なぜ、地方自治では二元代表制が採用されているのだろうか</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 提示する</p> <p>T 提示する</p> <p>T 提示する</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が選挙で選ぶ</li> <li>・二元代表制</li> </ul>   |
| 展開 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治の代表機関が1つになった場合どのような変化が起こるだろうか。選挙の面から考えてみよう</li> <li>・選挙の機会が減ってしまうと住民の政治に対する関与の度合いはどのようなだろうか</li> <li>・なぜ地方自治は住民の政治に対する関与を広く認めているのだろうか</li> </ul>   | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで2つあった選挙が1つになる</li> <li>・住民が政治に関われる場が減ってしまう</li> <li>・地域のことは住民が一番よく知っているから</li> </ul> |

|     |  |   |   |   |
|-----|--|---|---|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治が二元代表制であることで住民の政治参加の機会はどうなるだろうか</li> </ul>   | <p>T 発問する<br/>S 答える</p>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に精通した住民が選挙を通じて政治に参加できる機会を保障している</li> </ul>  |
| 展開2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙で選ばれた首長と地方議員はどのような民意の代表者といえるだろうか。人数の面から考えよう</li> <li>・自分たちの住んでいる自治体の首長と地方議員の人数をそれぞれ調べてみよう</li> <li>・地方議員が複数人いることで政治に届く声は多様になるだろうか</li> <li>・首長と比較した場合はどうだろうか</li> <li>・地方自治が二元代表制であることで政治に届く住民の声はどうなるだろうか</li> </ul> | <p>T 提示する</p> <p>T 発問する<br/>S 調べる<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は1名、地方議員は定数に応じて複数人いる</li> <li>・地方議員がいることで民意の多様性が生まれる</li> <li>・1名しかいない首長が拾いきれない声を複数人いる地方議員が地方自治に汲み上げてくれる</li> <li>・多様な民意からなる地方議会と多数派の民意からなる首長の代表機関が2つあることで、住民の声が幅広く政治に届く</li> </ul> |
| 展開3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会の役割を首長との関係性の面から考えてみよう</li> <li>・次の資料は、首長から提案された議案を地方議</li> </ul>   | <p>T 提示する</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む</p>   | ① | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市議会が首長の提案に受け入れる意思を</li> </ul>  |

|  |  |  |                       |   |
|--|--|--|-----------------------|---|
|  | <p>会がどのように処理したかを示した資料である。ここから何がわかるだろうか。資料から読み取ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この状況から首長と地方議会の関係性において、どのような問題が起きるだろうか</li> <li>・地方議会に求められる首長との関係性とはどのような姿だろうか</li> <li>・地方議会が首長と対等な関係を築き、地方自治を運営している事例を見てみよう。資料を読みどのような事例か確認しよう</li> <li>・この条例により首長と地方議会の関係性に対してはどのような期待ができるだろうか</li> </ul> | <p>T 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> | <p>示している</p> <p>②</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お互い同じ主張をしすぎると代表機関が2つある意味がなくなってしまう、首長（多数派）の意見ばかりが地方自治に反映されてしまう、首長の専制的な政治に陥る可能性がある</li> <li>・地方議会は多様な民意の代表機関として、首長と対等な関係を築くべきである</li> <li>・横浜市には「財政責任条例」というものがある、予算の編成を首長だけでなく、議会にも進捗状況の報告する条例になっている</li> <li>・地方議会が予算執行の監視をすることで首長の専制を未然に防ぐことができる、予算編成に地方議会が広く関われることで、より幅広い住民の声のもと予算を作ることができる</li> </ul> |
|--|--|--|-----------------------|---|

|    |                         |                 |  |   |
|----|-------------------------|-----------------|--|---|
|    | ・なぜ地方自治では代表機関が2つあるのだろうか | T 発問する<br>S 答える |  | ・地方議会と首長がお互いの動きを監視するため、地方議会と首長の両翼がバランスをとって政治を展開するため   |
| 終末 | ・本時のMQに対するMAを考える        | T 発問する<br>S 考える |  | ・(例)地域に精通した住民の幅広い政治参加を保障し、強いリーダーシップを持った首長と多様な民意の代表機関である地方議会という地方自治の両翼が対等な立場で政治を展開できるよう地方自治では二元代表制が採用されている |

## 第2時

| 過程 | 教師の指示や発問<br>(★単元を貫く問い・<br>○メインクエスチョン・<br>発問や指示)  | 教授学習活動   | 資料 | 生徒に習得させたい知識<br>及び予想される答え   |
|----|--|--|----|--|
| 導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前時の振り返りをしよう。なぜ地方自治は二元代表制が展開されているだろうか。また、地方議会はどのような民意の代表者だっただろうか</li> <li>・様々な機能を有する地方議会だが、選挙の実態はどうなっているだろうか、資料から読み取ろう</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>T 発問する<br/>S 答える</li> <li>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</li> </ul> | ③  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の幅広い政治参加の機会を設け、首長と地方議会がお互いを監視するため。地方議会は少数派・多様な民意の代表者である</li> <li>・町村議会と都道府県議会の選挙において無投票当選の割合が高い</li> </ul> |

|      |  |   |                    |   |
|------|--|---|--------------------|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「無投票当選」とは何だろうか</li> <li>・次に、地方議会の議員年齢別概況と議員報酬はどうなっているだろうか、資料から読み取ろう</li> <li>・このままの状況が続くと町村の地方自治にはどのような影響が出るだろうか</li> <li>・次にある町村議会の実態についてどのような状況にあるとわかるか、資料から読み取ろう</li> </ul> <p>○飯綱町議会が行う積極的な議会改革は地方自治に何をもたらしているだろうか</p> | <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 答える</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む</p> <p>T 提示する</p> | <p>④⑤</p> <p>⑥</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員割れのような状態で選挙が行われていない</li> <li>・他に比べ、町村議会は高齢議員によって運営が行われ、議員報酬も低い</li> <li>・住民が政治に関われる機会が減り、多様な声が届きにくくなる。首長の権限が拡大する。</li> <li>・長野県飯綱町議会は高い評価を受け、賞も獲得している、町の外から毎年多くの人が視察に訪れている、活発である</li> </ul> |
| 展開 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ飯綱町議会は活発な議会運営ができていのだろうか。予想してみよう</li> <li>・飯綱町の議員報酬や人口構造はどのようになっているだろうか。資料から読み取ろう</li> </ul>  | <p>T 発問する<br/>S 予想する</p> <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p>  | <p>⑦⑧</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬が高いから、若い世代の人口が多いから</li> <li>・議員報酬は一般議員が16万円と決して高いわけではない。議員の平均年齢も66.8歳と高齢である。人口も若い世代が特に多いというわけではない(つぼ型)。特別な事情は読み取れない</li> </ul>  |

|      |  |                                      |    |  |
|------|--|--------------------------------------|----|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に飯綱町の議会改革を見ていこう。資料を見てどのような取り組みを行なっているか予想してみよう</li> </ul>   | <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 予想する</p> | ⑨⑩ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私服の人や正装の人が一緒になって話し合いをしている、「この町に住んで幸せか」というタイトルが見える、地方議員と住民が積極的に協働している</li> </ul>  |
| 展開 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策サポーター制度」をはじめとしたこれらの取り組みによりどのような効果が得られているだろうか。資料から読み取ろう</li> <li>・これらの取り組みによりどのような効果に期待できるだろうか。地方議会の立場から考えてみよう</li> <li>・次に、住民の立場から考えてみよう</li> </ul> | <p>T 発問する<br/>S 資料を読む<br/>S 答える</p>  | ⑪⑫ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策サポーター制度に参加していた住民がその後議員に立候補し、当選した。参加者からも肯定的な意見が出ていた、時間外保育料の一部無料化などが実現している</li> <li>・なり手不足の解消に近づくことができる、地域のことをよく知る住民の知恵を借りることができる、地方自治の運営に対してより責任感が芽生えてくる</li> <li>・地方議会のことを知るきっかけになる、自分たちの意見を地方自治に反映させる可能性が広がる、女性や若者、議員のいない集落からもサポーターとして地方議会に参加することでより多様な視点から地方自治を築くことができる</li> </ul> |
| 終末   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本時のMQに対するMAを考える</li> </ul>   | <p>T 発問する<br/>S 考える</p>              |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯綱町議会のように積極的に住民と協働する議</li> </ul>   |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  | <p>会改革は、地方議員のなり手不足問題を解決するだけでなく、住民がより地方議会を知ることができたり、たくさんの人々が政治に関われることのできるきっかけを作ったりしている</p> |
|--|--|--|--|---|

#### 4.授業資料

- ①表「地方議会の実態」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.8) より筆者作成
- ②図「横浜市の財政責任条例」(横浜市「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」.横浜市.2014,<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/onestopzaisei.files/jyourei.pdf> )(2026.1.22 最終閲覧)
- ③図「統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.87)
- ④図「地方議員の年齢別概況」(辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書,2019,p.94)
- ⑤「地方議会の運営の実態」(総務省「地方議会議員のなり手不足について」.総務省.2025,[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000993636.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000993636.pdf)) より筆者作成 (2025.7.20 最終閲覧)
- ⑥資料「飯綱町議会の実態」(相川俊英『地方議会を再生する』集英社新書,2017,pp.16-17) より一部抜粋
- ⑦図「飯綱町の人口ピラミッド (令和2年)」(飯綱町「第2次飯綱町総合計画 【後期基本計画】」飯綱町.2020,[https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/\\_/\\_2\\_.pdf](https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/_/_2_.pdf)) (2025.11.27 最終閲覧)
- ⑧表「全国最下位クラスの議員報酬, 政務活動費はゼロ」(相川俊英『地方議会を再生する』集英社新書,2017,pp.18-20) より筆者作成
- ⑨写真「政策サポーター会議の様子」(寺島渉『地方議会改革の10年』自治体研究社,2019,p.67)
- ⑩写真「地域政策塾の様子」(寺島渉『地方議会改革の10年』自治体研社,2019,p.155)
- ⑪新聞記事「活動を「見える化」集落機能の再生へ住民巻き込み議論」(朝日新聞,2018-2-1,朝刊,15面)
- ⑫新聞記事「[政治の現場] 統一地方選(3) DX 議員を身近に 住民の関心引きつける」(読売新聞,2023-3-16,朝刊,4面)

#### 第4章 本研究の意義と課題

本研究では、高等学校の必修科目である公民科「公共」という科目において、生徒がこれまで「わからない」、「自分たちには無関係である」と捉えがちであった地方議会の存在意義を模索しながら、既存の地方自治観を変容し、民主的な国家および社会の有為な形成者としての資質を育むための授業開発を行った。本研究の意義と課題は以下の通りである。

本研究の意義としては、これまで国政の「縮小版」や「予備校」として扱われがちであった地方自治の学習を、二元代表制という地方自治固有の仕組みに焦点を当てることで、国政との機能的なすみわけを適切にできた点である。これにより、地方自治独自の制度的意義を構造的に検討することが可能となった。また、本実践授業を通して多くの生徒が「複数人の地方議員で構成される地方議会は、多種多様な属性を持つ住民の声を政治に届ける『多様な民意の代表機関』である」という認識に至ったことは、民主主義の理念を深く理解する上で大きな前進であり、確かな成果として評価できる。

一方、本研究の課題としては、これまで不明確であった地方議会の存在意義を示した上で、生徒たちの地方自治観の変容を十分に促せなかった点である。飯綱町議会のように地方議会が機能し、活躍することでより様々な住民の声が届く「彩あふれる地方自治」になることは確認できたが、それは地方議会の活躍次第であるというある種の「人任せ」のような認識を生徒に与えた懸念がある。生徒はあくまでも住民であり、地方自治観を揺さぶるためには、切実性を伴った地方自治と住民をつなぐ局面が必要である。生徒一人ひとりの地方自治に対する認識が変化すれば、地方自治とは、その制度的機能を含め、住民が広く政治に参画できる可能性を秘めたものであることに気づくはずである。そのような認識を地方議会の存在意義を踏まえて生徒が掴むことができれば、「民主主義の学校」といわれる地方自治に対する見つめ方の問い直しにつながるのではないだろうか。今後は、生徒たちが地方自治という政治そのものを問い直し、自らが地域を築き上げる住民としての意識を育むため、本実践で得られた課題を糧に、引き続き研究を推進していきたい。

## 参考文献及び参考資料

### 【参考文献】

- ・相川俊英(2017)『地方議会を再生する』集英社新書
- ・草原和博・川口広美編著(2021)『学びの意味を追究した中学校公民の単元デザイン』明治図書
- ・佐々木伸夫(2009)『地方議員』PHP 新書
- ・曾我謙悟(2019)『日本の地方政府』中公新書
- ・辻陽(2019)『日本の地方議会』中公新書
- ・寺島渉(2019)『地方議会改革の10年』自治体研究社
- ・橋本康弘編著(2022)『つまずきから授業を変える！高校公民「PDCA」授業&評価プラン』明治図書
- ・人羅格(2014)「不信の本質は存在意義への疑問だ」『Voters 考える主権者をめざす情報誌』公益財団法人明るい選挙推進協会,pp.4-5
- ・ブライス著・松山武訳(1929)『近代民主政治 第一巻』岩波書店
- ・文部科学省(2017)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編』東京書籍

### 【参考資料】

- ・朝日新聞(2017)『人口400人の村 議会廃止検討』朝日新聞,2017-5-5,朝刊,1面
- ・朝日新聞(2023)『熊本県議選』<https://www.asahi.com/senkyo/local/2023/koho/E43.html> (2025.12.4 最終閲覧)
- ・朝日新聞(2025)『経費6300万円を専決処分 市補正予算』朝日新聞,2025-9-12,朝刊,23面
- ・朝日新聞「活動を「見える化」集落機能の再生へ住民巻き込み議論」朝日新聞,2018-2-1,朝刊,15面
- ・飯綱町(2020)『第2次飯綱町総合計画【後期基本計画】』[https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/\\_/\\_2\\_.pdf](https://www.town.iizuna.nagano.jp/fs/6/0/9/0/8/_/_2_.pdf) (2025.11.27 最終閲覧)
- ・和水町(2014)『熊本県議会議員の選挙区と定数が一部変更になります』[https://www.town.nagomi.lg.jp/soshiki/soumu/kurashi/3\\_439/](https://www.town.nagomi.lg.jp/soshiki/soumu/kurashi/3_439/) (2025.12.4 最終閲覧)
- ・熊本県議会(2025)『全議員名簿(選挙区別・50音順)』<https://www.pref.kumamoto.jp/site/gikai/51860.html> (2025.12.4 最終閲覧)
- ・熊本日日新聞『若者ら知事ただす』熊本日日新聞,2011-11-7,朝刊,24面
- ・熊本日日新聞(2023)『熊本 1人から5人に 割合最低を脱出』熊本日日新聞,2023-5-7,朝刊,2面
- ・全国町村議会議長会(2024)『町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機 ～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～(令和6年3月)』<https://www.nactva.gr>

- [jp/html/research/pdf/countermeasure/file03.pdf?pdf](http://jp/html/research/pdf/countermeasure/file03.pdf?pdf) (2025.11.27 最終閲覧)
- ・ 総務省(2025)『地方議会議員のなり手不足について』 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000993636.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000993636.pdf) (2025.7.20 最終閲覧)
  - ・ 東京新聞(2025)『伊東市長の不信任可決 不誠実な態度に議会「ノー」 田久保氏, 進退明らかにせず』 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/432717> (2025.11.27 最終閲覧)
  - ・ 横浜市(2014)『横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例』 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/onestopzaisei.files/jyourei.pdf> (2026.1.22 最終閲覧)
  - ・ 読売新聞(2023)『[政治の現場] 統一地方選(3) DX 議員を身近に 住民の関心引きつける』読売新聞,2023-3-16,朝刊,4面
  - ・ 読売新聞(2025)『伊東市長が議会解散 学歴問題 市政停滞長期化』読売新聞,2025-9-11,東京朝刊,27面
  - ・ 読売新聞(2025)『伊東市長が失職 不信任決議 再び可決』読売新聞,2025-11-1,東京朝刊,29面

## 巻末資料

### 【巻末資料 1】 実験授業における発話記録と実際の板書

1.第1時(2025年12月3日実践)

(1)発話記録

T：授業者（筆者の発話）

S：生徒の発話

#### 【導入】

T：はい。じゃあ号令をお願いします。

S：お願いします。

T：はい。予告があった通りですね、今日は研究授業の時間ということでですね、協力いただけたらと思います。資料ですね、配ってます。1個目はワークシートになります。もう1つが資料編っていう方で、ホチキスで留めてます。この2つを今日使いながらやっていきたいと思うので、よろしくをお願いします。じゃあ中身に入っていきたいと思います。みんなに最初質問したいと思います。地方自治における代表機関って2つあったのを覚えてます？2つあった。何だったか確認してみて。

S：地方議会と首長。

T：うん、そうですね。地方議会と首長になります。おそらく中学校の時にもやったと思うんですけど、この2つの代表機関を住民が直接選ぶことを二代表制と言います。質問にまた戻るんですけど、みんなはさ、自分の住んでいる地域の地方議会と首長、それぞれ知ってることはありますか？なんでもいいです。話してみてください。

～話し合う～

T：何人かにじゃあ聞きたいと思います。じゃあ首長について何か知ってたことがあった人いますか？例えば熊本市長はこの人ですとか、熊本県知事はこの人ですとかいうのがなんか出たっていうところありますか。名前は出てきたっていう人。何かちらほらって感じですよ。地方議会について何か出てきたことある人いますか。こっちは全くなしというところで。はい、ありがとうございます。じゃあ資料の1番を出してみてください。そこに新聞記事がありますね。これ全部読むとちょっときついので、見出しだけでもとかね、さわりの部分だけでもちょっと読んでみてください。どんなことが書いてあるか。

～資料を読む～

T：もう読めたかなというふうに思います。どんなことが書いてありましたかね。

S：村の議会廃止。

T：そうですね。村の議会廃止の検討っていうふうに書かれてる新聞記事だったと思います。今言った、地方議会と首長その1つが、議会ですねが、いらないんだっていう村があると、いうところがわかったかと思います。じゃあ次ですね、2番の資料に行ってみてください。2017年に市区長から市区議会へ提出された議案の処理についてどうなったかっていう資料になります。市区長っていうのはつまり首長のことです。市区議会っていうのが地方議会のことです。全国にある市や区の長から出た議案が、議会によってどういう処理が行われたかというふうに書かれています。ちょっと読んでみてください。どういことがわかりますか？少し読んで話してください。

～資料を読む～

T：じゃあ、読めたかなというふうに思います。どんなことがわかりますか？

S：提出された、予算とかの議案が、議決とかに認められることが、圧倒的に多いみたい。

T：そうですね。ありがとうございます。認められたのがめちゃくちゃ多いよね。つまり、首長が出した案に対して議会がOKですよっていうのが、まあほぼ9万件に上ると。こういうのをですね、「追認機関」といったりします。首長との馴れ合い議会だ、とか言われたりします。首長が出したのに対して、首をこう縦に振るのが多いっていう議会のことをこんな風に言ったりします。じゃあ最後3つ目の資料を見てください。新聞記事になります。これは伊東市で今、話題にされている市議会選挙。もう終わりましたけど、市議会選挙にどれだけの費用がかかったかっていう新聞記事になります。読んでみてどれだけ費用がかかっているか、近くの人と話してみてください。

～資料を読む～

T：皆さん、いけました。いい意見が聞こえてきたよ。費用って具体的にどれくらいだった。

S：6300万。

T：6300万ね。めちゃくちゃ費用かかったたということです。でもう一個ですね、注目してほしい部分があって、この新聞記事の段目の最後のところに「専決処分」という言葉が書いてあったと思います。ちょっと読み上げます。「専決処分」とは、本来は議会の議決や決定を経なければならない事項について、地方自治法179条に基づいて首長の判断で処理する手続きを言うというわけです。最終的に首長の判断で事が進むことがあるっていうのもわかるかと思いますが。ここから何が言いたいかという。地方議会の運営っていうのは費用がものすごくかかる。それプラス首長の権限っていうのはすごい強いんだっていうふうになるかと思いますが。これって皆さん、地方議会って要るの。「議会廃止論」が出てる村もあれば、追認機関になってる議会も多い。費用はそもそもめち

やくちゃかかるし、みんな地方自治で地方財政やったよね。「3割自治」,「4割自治」ってどういう意味だったか、覚えている。地方の財政っていうのはめっちゃくちゃ逼迫してるっていうのがある。費用がかかるとか、首長に権限が強いんだっいたらいないんじゃないっていうところを疑問に思うかもしれません。なので、今回はですね、「地方自治にはどのような地方議会が求められているのだろうか」っていうのを、今日と次の金曜日の時間でみんなにわかってほしいんです。「必要なか」っていうのを少しでも解消していたらなっていう風に思います。ワークシート①のところは「地方議会」っていう言葉を入れてください。次に移ります。皆さん、この人を覚えていますか。この人の名前とこの人が言った有名な言葉思い出せますか。

S：ブライス。「民主主義の学校」。

T：ありがとうございます。じゃあもう1個問いを出します。なんでブライスは地方自治を民主主義の学校って言ったんですか。話してみてください。

～話し合う～

T：よしじゃあ聞きますよ。

S：一番規模が小さい民主政治だから。

T：ありがとうございます。一番身近ってところにつなげてくれたんだと思います。身近な政治に、住民が取り組むことが民主主義の基本になるんだと言ったわけです。なんか、疑問がですね、出てきてほしいんですけど、民主主義の基本であるのであれば、なんで地方自治は二元代表制なの。国政のようにさ、議員内閣制にしちゃった方が民主主義の基礎を学べるんじゃない。なぜ地方自治は二元代表制なの。今回は、この時間を通してのこの問いを考えていきましょう。またちょっと書くところあるので。②を「二元代表制」って書いて、二元代表制。書けましたか。

### 【展開1】

T：じゃあ、展開の部分に入っていきたいと思いますね。この二元代表制が採用されている理由を今日みんなには掴んでほしいです。じゃあ1個目からいきましょう。視点をちょっと揃えたいと思います。まず選挙の面から考えたいと思います。もし、地方議会がなくなるとね、首長だけになる。つまり一元的になったらさ、選挙の実施ってどうなると思いますか。話し合ってみてください。

～話し合う～

T：どう、確認できましたか。じゃあ聞きたいと思います。選挙の実施、少し難しいんですけど、つまり、今まであった選挙が首長だけになったらどうなる。増える。減る。

S：減る。

T：そうです。減ってしまいますね。選挙の回数は減る。もう1つ、段階進んでみましょう。選挙の回数が減るということは、私たち住民の政治参加の機会も増えますか。減りますか。増えると思う人、減ると思う人(挙手をさせる)。そうです。ありがとうございます。政治参加も、難しい。民主主義の主役である住民の政治参加の場が失われていくということがわかると思います。地域に精通した住民が政治参加の機会を持てるためってというのがまず1個目の理由です。③には政治参加を入れてください。代表機関が2つあることによって、住民がより幅広くですね、政治に関わることができるってというのがまず理由の1つ目です。

## 【展開2】

T：2つ目にいきます。代表機関の人数から考えてみましょう。代表機関の人数、つまり機関というのは議会と首長ですね。ちょっと調べ活動してみましょう。タブレットを出してください。自分の住んでいる自治体ね、首長と地方議員、それぞれ何人いるか、調べてみてください。検索としては、自分の住んでいる地域の名前と市長、または議員一覧とか、というように調べてみてください。調べたら近くにすると共有してみてください。

～調べる～

T：出てきたかな。また聞いてもいいですか。まず首長は何人。

S：1人。

T：地方議員は何人いた。

S：〇〇人(生徒の個人情報の関係上、ここでの具体的な議員人数については省略する)。

T：皆さん調べていくとわかると思うんですけど、首長って何人いた。一人だったところ(挙手をさせる)。ありがとうございます。そうです。首長は単独です。地方議員が複数人いたところ(挙手をさせる)。そうです。ここもですね、みんな一緒だと思います。なので④は「複数」って言葉を入れてください。じゃあ皆さん次のQ2のところを考えて欲しいんですけど、複数人いる地方議員がいることで、住民の声の届きやすさってどうなると思う。声の届きやすさ、また声の多様性ってどうなると思いますか。ちょっと話してみてください。

～話し合う～

T：はい。じゃあどうですか。誰か聞いてもいいかな。

S：住民の声は届きやすくなる。

T：ありがとうございます。届きやすくなる。その住民の声の多様性って多様になると思う。

S：多様になる。

T：なると思う。ありがとうございます。素晴らしい。今言ってくれたとこですね。首長は1人ですので、多数派、少数派どっち。人数じゃなくて、こう支持を受ける数っていうのは。小選挙区制だから。1番の人が当選するってことは。多数、少数どっち。質問がごめんなさい、悪いですね。多くの人から支持を得て首長になったってことですので。ごめん、順番逆になっちゃうんだけど。⑥は「多数派」の意見からなる首長。複数人ということは、もしも市長が拾えきれなかった人たちの声を地方議員が届けてくれるかもしれないよね。⑤「多様」な意見からなる地方議会が、もしかすると少数派だった人たちの意見も拾ってくれるかもしれない。なので首長と議員が、二元でいる理由っていうのが、住民の声を幅広く政治に届けるために、地方議員と首長の二人がいるんだというのがわかると思います。同じような性質で選ばれた代表者が2つあっても仕方ないので、人数の差があるっていうのは、そういうところに理由があります。

### 【展開3】

T：じゃあ3つ目の理由です。3つ目は、首長と議会の関係性から考えてみましょう。伊東市の「学歴詐称問題」というのが今ホットな話題ですね。注目されています。どういう話だったか、ちょっと話し合ってくださいね。

～話し合う～

T：よしじゃあ話せたかな。みんな今聞こえてきたところね、しっかり話していただいたと思いますね。伊東元市長の田久保さんの学歴について今物議がされているよっていう話になります。そしてこの学歴詐称問題を受けて、地方議会ってどういう判断を下したか。それに対して首長、つまり田久保さんはどういう手続きを行ったかっていうのを4番の資料から見てください。

～資料を読む～

T：読めましたか。まず議会はどのような反応をしたか聞いてもいいですか。

S：不信任を決議した。

T：そうです。不信任を決めたということですね。首長は執行権を持っていますので、これに対して議会が納得いかないっていう判断をしたわけですね。この手続きに対して田久保さん、どのような反応を示した。議会に対して。

S：解散。

T：うん、そうです。ありがとう。解散っていうふうに反応を見せました。解散を受けて、住民ってどんな気持ちになったのかね。それに関わる人たち、どういう思いを募らせた

か、ちょっと話し合ってください。想像してみてください。

～話し合う～

T：話し合えた。大丈夫。

S：やばいだろっていう。早くやめてくれ。

T：ありがとうございます。これに対して、まずいだろとかね、やめてくれっていう思いの底にあるのって、おそらく心配とかね、あるかなと思います。議会も納得いかないですよ。けど、このままにしておくともまずいっていうのがわかると思います。じゃあ次の番号の資料を見てください。その後どうなったかっていうのがそこに書いてあります。5番の資料もちょっと使いながらね、どうなったか、話し合ってください。

～話し合う～

T：ちょっと聞いてもいいですか。その後どうなったか。

S：再度不信任決議をした。

T：そうです、ありがとうございます。もちろん、議会は解散されたので、6300万かけて選挙があって、そして構成された議会がもう一度不信任を出したと。次の資料を見てみて。これ地方自治の規則に関する資料です。市長は解散権は使えるんだけど、解散させた後の議会に不信任をもう一度出されたらどうなるって書いてますか。

S：首長は失職する。

T：そう、田久保さんは結局、失職と。じゃあ次Q5のところですね。地方議会が設置されていなければ、どのようなことが起こってしまうか、ここから何がわかりますか。ちょっと話してみてください。

～話し合う～

T：はい。じゃあいいですかね。今回の事例を受けてもし議会がなかったらどんなことが起きていたって予想できるか。

S：辞めてない。

T：そうです。辞めてないね。辞めないっていうことはずっといるってことだよ。さっき言ってくれたように、まずいとか心配っていう思いがずっと続くわけですよ、住民は。だから議会がいる理由っていうのは、⑨は「監視」という言葉が入るんだけど、地方議会と首長がお互いを監視するため。だから二元代表なんです。多様な意見の代表者が、多数派の意見の代表者の主張を見てあげるんです。逆も然り。議会が暴走した時に、首長が止めることができます。それが、専決処分であったり、解散権であったりします。

だから2つあるということになります。

### 【終末】

T: じゃあ最後なんですけど、残りの時間、少々しかないですが、二元代表制が何であるのかっていうまとめを自分なりに書いてみてください。3つの理由がありました。それらを使って書いてみてください。

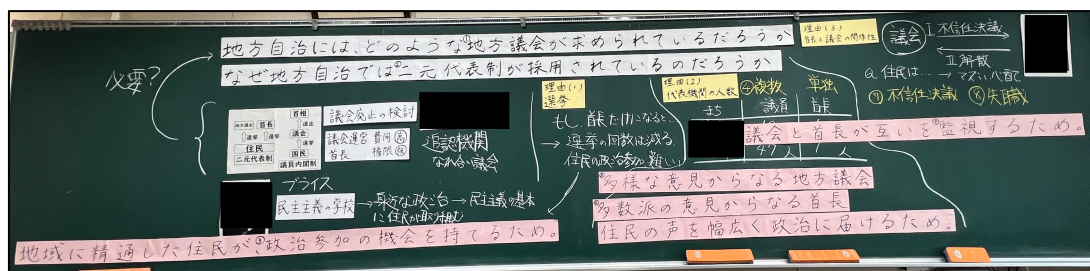
～MAを記入する～

T: では、次の時間の頭の部分でみんなが何を書いたか共有したいと思いますので、しっかり書いててください。いいかな。ワークシートはしっかり保管しててください。じゃあ終わらしましょう。号令お願いします。

S: ありがとうございます。

T: はい。ありがとうございました。

### (2)板書



## 2.第2時(2025年12月5日実践)

### (1)発話記録

T：授業者（筆者の発話）

S：生徒の発話

#### 【導入】

T：号令をお願いします。

S：お願いします。

T：はい。今日は、一昨日の授業の引き続きということで、第2時間目ですね。内容に入っていきたいと思います。資料を2つまた配りました。前回と要領同じで、1つは資料が挟まってるやつと、もう1個はワークシートです。ありますか、皆さん。前回の時間はですね、主になんで二元代表制があるのかという問いを立てながら、3つ理由を探っていきましたね。せっかくですので、振り返りをしましょう。第1時のワークシートの右下のところに書いてある、まあ要するにメインアンサーってやつですね。メインクエスチョンは、なんで地方自治では二元代表制なのかだったかなと思います。何人か聞こうと思いますので、2分間ですね。近くの人と話してみてください。お願いします。

～話し合う～

T：だいたい話し合えましたかね。じゃあ聞こうと思います。何て書いた。理由1個だけでもいいからなんで二元代表制だったの。

S：お互いに監視すること。

T：ありがとうございます。監視ね。住民の政治参加が実現できていくため必要でしたね。しっかり言ってくれたと思います。じゃあもう1個だけ確認したいんですけど、首長と地方議会って二つあるけれども、首長は多数派の民意だったかな。それとも多様な民意の代表者かどっちだったかな。多数だと思える人(挙手をさせる)。ありがとうございます。じゃあ、地方議会は。多数だと思える人、多様だと思える人(挙手をさせる)。そうそう、ありがとうございます。多様な民意の代表者として地方議会あるっていうところもやってきました。では、振り返りがしっかりできたので、この資料の1番を出してください。この資料、前回の時間も取り扱いました。何が書いてあるかは、みんな分かると思います。この大川村が議会廃止を検討した理由っていうのを、今日深めていこうと思います。なので、今から数分程度、資料を読んでもらって、2つ理由があります。議会廃止を検討した理由が。読んでみてください。

～資料を読む～

T：確認できたかな。聞きます。

S：人手不足と高齢化問題。

T：そうです。ありがとうございます。深刻ななり人手不足と高齢化問題がある。これらが背景にあって議会廃止が検討されている。深刻な問題がありますけど、このまま議会廃止が進んでしまうと、何か良くないことが起きますよね。それは何かというと、この前みんながしっかりまとめてくれた。議会廃止が進むと、この部分の実現できなくなるのわかるよね。住民の幅広い声も届かなくなるし、お互いに監視するどころか、首長だけになってしまうと、それは良くないことだと、わかるかと思います。では、どういう実態があるのか、大川村だけじゃないんですね。町村議会の実態というのを見ていきましょう。じゃあ、資料の2番を見てください。これは、都道府県議会、市区議会、町村議会で分けた時に、議員の年齢構成ってどうなっているか、2016年の時のデータになります。町村議会議員の資料を見て、都道府県と市区議会の議員と比較しながら、どういうことが言えるか、1分程度で見てください。

～資料を読む～

T：はい。じゃあいいですかね。じゃあ聞きたいと思います。

S：町村議会の方が都道府県と市区議会とを比べて、高齢化が目立っている。

T：そうですね。今度は3番目の資料です。この資料は、無投票当選ってというのがどれだけ起こっているかっていうのが書いてある資料です。「無投票当選」ってというのが少し言葉として初めて出てくるので、どういうものかわかりますか。無投票当選ってというのはですね、なり手がなくて、定数に及ばない。つまり、簡単に言うとですね、定員割れのような状態です。定員割れをしていて、選挙が実施されていない。立候補したらもう地方代表者になっているということが無投票当選ということ。資料ですね、見てもらえたらと思うんですけど、特に高いのが、まあ都道府県議会と、町村議会の選挙が顕著になっています。今回は町村議会の方にスポットを当てていきたいなと思います。町村議会の選挙ってというのは無投票当選が多いんです。じゃあ、4つ目の資料。これはですね、2025年の資料でして、これは町村議会の議員と市議会の議員と都道府県の議員が月にもらっている、議員報酬というやつですね。資料を3つ比べてみて。町村は比較をしてみたとき、多いですか。少ないですか。多いと思う人。少ないと思う人（挙手をさせる）。少ないってというのがわかるよね、比較したときに。参考程度でこの21万円ってというのはですね、大学の4年間卒業してね、初任給の給料とまあほぼ変わらないぐらいの金額です。この前まで学生だった人が働き出して貰うお金と、町村で働く議員さんのお金ってというのは、同じぐらいの額だね。政治家と聞くと、お金をたくさん持つてるようなイメージがあるけれども、町村ではなかなかそういうことは起きていないと、わかると思います。5番の資料見てください。このなり人手不足に潜む三つの危機ってや

つでなんて書いてあるとか分かりますか。今後、このなり手不足の問題は町村だけにとどまると書いてある。それとも全国的に広がってしまうって書いてある。とどまってしまう、全国的に広がる危機があるって書いてる（挙手をさせる）。そうですね。町村だけの話じゃないと。みんなには他人事には思ってもらいたくないって思って、そういう資料を持ってきました。今日の学習課題に行きます。じゃあ、プリントの②のところ埋めてください。これ「なり手不足」問題。「地方議員のなり手不足問題の解消に近づく議会とは何か」をちょっと考えていきたいと思います。どういう議会がこの問題を乗り越えていけるのだろうかと考えていきたいと思います。

### 【展開1】

T：では事例用いて考えていきたいと思います。じゃあ6番の資料を見てください。まず読んでみましょう。1分間読んでみて。これはある議会の事例です。

～資料を読む～

T：はい。だいたい読めましたか。なんていう議会だったか、ちょっと教えてくださいか。難しい。長野県飯綱町というところ、飯綱町議会について、書いてあります。じゃあ、続けてさ、パッと見た感じ、なんかうまくいってそうな感じあった。

S：なんか活発な議会運営ができてるイメージ。

T：そうですね、うまくいってるんですね。毎年たくさん視察が来たりだとか。賞をもらったりとかしてたよね。なんでだと思いませんか。予想って立ちますか。ちょっと近く人と話してみてください。

～話し合う～

T：じゃあ大体いいかな。

S：お金をいっぱいもらえる。

T：ありがとうございます。他には。

S：なり手がいっぱいいる。

T：ありがとうございます。もしかしたらですね、みんなも同じようにお金がたくさんあるんじゃないとか、なり手がたくさんいるんじゃないかって思ったかもしれないですね。じゃあこの資料をちょっと見てほしいんですけどね。7番と8番の資料です。一緒に見ていきたいと思いますか。これは飯綱町の人口ピラミッドです。令和2年の時の。少子高齢化問題に直面してないっていうグラフに見えますかね。なんか地理の授業とかでもやったんじゃないですか。なんかつぼ型に見えませんか。現役世代が多くなって、高齢者が多い。一方ですね、さっきお金があると言ってくれた。どうかな。議員報酬について。2016

年時の資料です。たくさんもらってますかね。飯綱町の議員というのは。たくさんもらってると思う人(挙手をさせる)。たくさんもらえてるって思った。まあそれは個人の感じ方ですけどね。他の町村議会と比較をした時にはそんなもらってないのがわかりますよね。じゃあ一体何をしているのかっていうのを実際に見ていきたいと思います。9番の資料を見てください。これは新聞記事になります。文字が少し小さいかもしれないですけど、読んで見てみてください。まだちょっといい。みんな見てね。このワークシートの最初のところ、どんな制度があるメモを書くところがあるので、書いてみてください。じゃあ読んでみようか。

～資料を読む～

T：じゃあちょっと聞きますね。制度名が2つ何か出てきた。

S：「議会報のモニター制度」、「政策サポーター制度」。

T：ありがとうございます。そう、2つですね。議会報ってどういうの。

S：議会だよりみたいな。

T：そうそう。議会報っていうのは、なんかイメージつきにくいかもしれないけど、議会だよりとかそういうのをイメージしてもらったらいいです。毎月議会が出してるやつに対して、住民が読んで、批判したりだとか、意見したりとかいう制度です。今度「政策サポーター制度」ってどんなのかわかる。

S：一緒に話し合う。

T：うん。そうですね。議員さんと、一緒に話し合いに参加して、住民がね、町長に提言するっていうね、提案とかねする制度です。じゃあ今度は10番の資料ね。この制度のおかげで何かこうもたらされていることがありますよね。それをちょっと読み取ってほしい。これをしたおかげでどういう効果が出ているのか。じゃあこれも数分くらい取りましよう。

～資料を読む～

T：よしじゃあいいかな。ちょっと難しかったかもしれないですけど、共有してみましようか。立候補者って結局その後どうなったって書いてある。

S：増えた。

T：そうです。サポーターを経験した人が、立候補者として、立ち上がってくれたと。このなり手不足の問題に一石を投じるような動きをしてくれたって書いてあったと思います。じゃあサポーター制度を経験した人コメントしてたと思うんですけどどういうことを言ってたか教えてくれるかな。

S：最初は戸惑いがあったけど、議会の力を目の当たりにしている。

T：ありがとうございます。そうですね。議会をです、身近に感じる住民が増え出した。1番最初の第1時の時、議会のことみんなよくわかんないって人多くなかった。議会議員って何みたいだね。みんなだけじゃなくて、日本全国でやっぱそういう動きがあるんだよね。議会って何してるんだろうみたいな。それがより身近になったって書いてあったね。じゃあサポーター制度ってどういう人たちから募るって書いてあったかな。

S：公募や推薦。

T：そうですね、公募や推薦ですと書いてありましたね。議会の方からも声をかけることがあるんですね。公募なんだけど、それは議員のいない集落であったり、女性とかね、若者にも募るって書いてあったと思います。これってさ、この前やった時間の地方議会って多様な民意の代表者だったと思うんだよね。これをすることによって、議員のいない集落の声が届いたりとか、女性とか若者の意見が届くようになる。より彩りが鮮やかな議会になっていくのがわかりますよね。じゃあ、ちょっとここから予想になるんですけど。今回こういうモニター制度とかサポーター制度をすることによって、どんなメリットが延長線上に待ってるかなって予想してほしいんですね。ちょっとあの近くの人と話し合っほしいんです。議員にとってはどんなうまみがあるのか。住民にとってはどんなうまみがあるのか。それぞれ考えてみてください。お願いします。

～話し合う～

T：じゃあ聞きますね。議員にとってはどういうメリット出てきそう。

S：議員が増える。なり手不足が少しでも解消できる。

T：ありがとうございます。そうですね。なり手の解消。じゃあ住民にとってはどういうことがいいこと。

S：議員を身近に感じられる。

T：ありがとうございます。だって言ってるもんね。身近に感じるってね。この他にも例えば身近に感じることによって興味を増えだす人が出てくるかもしれないですね。議員にとってはさなり手不足ってやっぱつらいわけよ。仕事もその分やらないといけないからね。だけど住民がいることによって、地域に精通してるね、住民の知恵を借りることができたりとかして、うまみがとつても出てくるということになります。結局何が言いたいのか、ここにたどり着かないといけないので、こういうなり手不足を解消していく議会の中心にいるのって、誰かわかる。どういう人たちかわかる。議会だけじゃないよね。

S：住民。

T：そうです。今出てきてくれたね。住民の存在が欠かすことができないんだよね。この地方自治において住民ってやっぱとっても大事なんですね。代表機関とは言われるけども、切っては切れないんですね。じゃあちょっとこの前の話に戻ります。この人誰だったけ。

S：ブライス。

T：そうですね、ブライスですね。ブライスが言った「民主主義の学校」っていう意味が少しでもわかってくるのかなと思います。④は「民主主義の学校」。最初にさ、地方自治は二元代表制で国は議院内閣制なのに、なんでブライスは「民主主義の学校」だっけって言ったんだって、いう言い方をしたんだけど。ブライスはおそらくそういう意味で言ったんじゃないと思うよね。ブライスは国政の準備段階に地方自治がある。そういうことを言ったんじゃないくて、住民の幅広い関わりができる地方自治こそが学べる場なんだっていう意味で、学校と表現したんです。触れられる意見もいっぱいあるでしょ。多様な民意の代表機関の議会がいてくれること、強いリーダーシップの首長がいてくれること、身近な地域に精通している住民が広く関われる機会があること。そういう意味で、学校って言ったわけですね。次なんですけど、じゃあ実際に自分たちの地域の議会がですね、どんな取り組みとか動きをしてるのかっていうのを見て、実際に評価してみようっていう時間を取りたかったんですね。じゃあみんな⑤、書こうか。⑤は「多様」ね。多様な意見の代表機関として議会が機能しているか。つまり、いろんなね、意見を取り入れようとしているか。年齢とか性別とかどういう出身地から来たとか。もう1つの⑥は、やっぱり「住民」だよ。住民にベクトルがしっかり向いているか。この2つの評価の視点を持って、熊本県議会ですね。みんな今住んでる熊本県の議会、ここはしかも県立の高校ですので、県議会のことをやろうかなと思ったんですけど、ごめんなさい。時間があの迫ってきていますので、今回ですね目をあとで通してもらえたらなというふうに思います。⑪から⑭の資料を持ってきたんですね。県議会議員の構成、女性は五人しかいないけど、一体これはどうなんだとかね。⑬の資料は高校生の県議会がやってるっていうけれども、これは住民の声しっかり聞けるかなとか。最後の⑭の資料は、これは熊本県議会の選挙区と定数ですね。偏りはないかなとか、本当にこれでいろんな地域の人たちの意見を吸い上げられるかなとか。資料を使ってね、評価したかったんですけど、ちょっと時間がないですので、興味がある人がですねしてくれたらなというふうに思います。

【展開2】（時間の関係上実施できず）

【終末】

T：じゃあみんな残りの時間で、今回の学習課題、メインクエスチョンっていうけど、メインクエスチョンのメインアンサーを考えてみてください。なり手不足の問題に近づく議会とは、何を大事にしていかっていうのをまとめてみてください。

～MAを記入する～

T: はい。その下はですね、単元を貫く問いに対するあなたのまとめを設けてますので、ここも書いてください。このワークシート後々集めますので、名前をしっかりと書いて保管をして、記入を漏らさずにしててください。最後、私たちがやっぱり議会を作り上げていって意味での貫く問いとして設定してますので、どういう議会が、求められているんだって、まとめてみてください。キーワード 2 つつけてますので、これをうまく使ってね、書いてみてください。じゃあ残りの時間まで書けるところまで書きましょう。

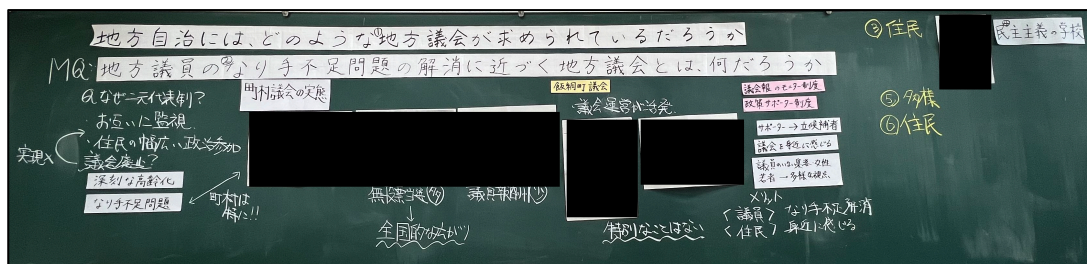
～単元を貫く問いを記入する～

T: はい。終わります。号令お願いします。

S: ありがとうございます。

T: はい。ありがとうございます。

## (2)板書



## 【巻末資料2】事前事後アンケートの詳細と事後評価

### 1.項目①「なぜ地方自治では、二元代表制が採用されているのでしょうか。」

| 番号 | 事前                                     | 事後   | 評価 |
|----|--|--|----|
| 1  | 二元代表制がなにかわらない。                         | より多くの住民の意見を反映し、身近な問題を住民が自ら解決し、お互いの機関が正しく行われているか監視するため。                       | A  |
| 2  | 二元代表制って何が二個なのかわかんない。                   | 住民が地方自治に参加しやすいから。お互いの監視をするため   | A  |
| 3  | 権力の濫用を防ぐため。                            | 議会は多様な意見、首長は多数派の意見を代表者として地方自治に反映させるため。                                       | B  |
| 4  | 自分たちで選んだ人たちが政治を動かしているという実感を近くで感じられるから。 | ・住民の政治参加の機会を増やすため<br>・多様な意見をきくため<br>・首長と議会がお互いを監視し、均衡を保つため。                  | A  |
| 5  | 欠席                                     | 首長と地方議会がお互いを監視するため。また住民の意見を幅広く反映させるため。                                       | A  |
| 6  | 二元代表制が分かりません                           | ・住民の投票という政治参加を増やすため<br>・首長と地方議会が互いに監視し合うため<br>・首長からひろえなかった多様な意見を地方議会に反映させるため | A  |
| 7  | 色々意見があって住民のことを納得させる結果をだすため             | ・住民が身近に考えられるため<br>・お互いを監視するため  | A  |
| 8  | わかりません                                 | 住民自治と団体自治の両立を図るため  | C  |
| 9  | 二元代表制がどういうものを忘れてしまいました。ので分かりません        | ・住民の政治参加の機会を増やし、多様な意見を議会に届け、首長、議会が互いを監視し合うようにして暴走を防ぐため。                      | A  |
| 10 | 毎回同じ党の人が当選しないようにかたよりをなくすため。            | 地方議会と首長とで互いを監視したり、住民の声をより多く届けられるようにするため。                                     | A  |
| 11 | わかりません。二元代表制のメリッ                       | 議会と首長が互いを監視し合うた  | A  |

|    |                                |   |   |
|----|--------------------------------|---|---|
|    | ト。                             | め。住民の政治参加の機会を増やすため。多様な意見を政治に反映させるため。  |   |
| 12 | 二元代表制がどういうものか忘れてしまったので、分かりません。 | 首長と議会がお互いを監視し、よりよい政治にするため。多様な意見からなる議会と多様な意見からなる首長がいることで、より多くの市民の意見が反映されるから。 | A |
| 13 | 二元代表制を忘れてしまった                  | 住民の政治参加の機会を増やすため。2つの機関を設けることで互いに監視し合い、住民の意見を反映できるようにするため。                   | A |
| 14 | かたよりをなくすため                     | 住民の意見を幅広く政治に反映させるため。  | B |
| 15 | 権力を分散させるため                     | 議会と首長で監視し合うため 住民の政治参加の場を増やすため   | A |
| 16 | 国会より人が少なく、政党などあまりないから？         | 首長と議会が互いに監視しあい、権力が集中しないようにすることや、多様な住民の意見を正しく反映させるため                         | A |
| 17 | 権力の集中をふせぐため。                   | 住民の政治参加の機会を増やし、多様な意見を議会で取り上げ、首長の独裁を防ぐため。                                    | A |
| 18 | 二元代表制が分かりません。                  | 住民がより政治参加出来る機会（選挙）を増やし、首長と地方議会がお互いを監視することで住民の不安を解消することができるから。               | A |
| 19 | 二元代表制でどんなのでしたっけ…               | 議員がいることで、首長の権力ややりたいことが抑制されるから、お互いが監視しあって地方自治がなりたつ                           | B |
| 20 | 片方の権力が集中しないようにするため。            | 議員と首長を住民がそれぞれ投票で選ぶことで権力の集中を防ぐことができ、住民の意見をより反映できるようにするため。                    | A |
| 21 | 二元代表制がわからない。                   | 欠席  | 欠 |

|    |                                   |   |   |
|----|-----------------------------------|---|---|
| 22 | 権力に偏りが出ないようにするため。                 | お互いがお互いを監視して住民の多様な意見を取り入れるため  | A |
| 23 | わからない                             | 地方議会と首長がお互いに監視し合い、より多様で多くの意見を反映させるため                                    | A |
| 24 | 独裁にならないように平等に政治を行うため。             | 首長を監視し、首長と議会の相互抑制が期待できるから。  | B |
| 25 | 二元代表制がわからない                       | 住民の多様な意見を取り入れ議会と首長が互いを監視できるようにするため。                                     | A |
| 26 | 欠席                                | 欠席  | 欠 |
| 27 | 二元代表制の意味を忘れてしまっている。恐らく一度学習はしている。  | 多様な意見をもつ地方議会と多数派の意見をもつ首長があわさることによって、より住民の意見が政治に反映されるようにするため             | B |
| 28 | わかりません… 二元代表制の言葉の意味を忘れてしまいました     | ・住民の政治参加の機会を増やすため<br>・地方議会を首長が互いを監視するため                                 | A |
| 29 | 地方自治、二元代表制の言葉がわかりません。             | お互いに均衡を保つため。  | B |
| 30 | 分からない。                            | 互いを監視するため。  | B |
| 31 | 権力が一つの機関に偏るのを防ぐため                 | ・二つの機関がお互いを監視するため   | B |
| 32 |                                   | ・首長と地方議会が互いに監視し合うため。  | B |
| 33 | しっかりとした政治を行なっているため。二元代表制が分からなかった。 | より多くの国民の意見を取り入れるため。そして政治にそれを反映するため。                                     | B |
| 34 | 違う視点からの意見を取り入れるため。                | 首長は1人だが地方議会は複数であるため、多様な意見があり、住民の声を幅広く反映することができるから。また、首長と地方議会が互いに監視するため。 | A |
| 35 | 二元代表制の語句の意味がわからない。                | 地方議会と首長がお互いを監視するため。より住民が政治参加しやすくするため。                                   | A |

|    |                                    |   |   |
|----|------------------------------------|---|---|
| 36 | 権力を抑制するため。                         | ・首長と議会が監視しあうため。・多数，多様な意見を取り入れるため。・住民の政治参加の機会を増やすため。 | A |
| 37 | わかりません。二元代表制とは何ですか                 | 国民の意見をはば広く活用していくことと，自治体内での悪い所を探して変えることができるから        | B |
| 38 | 権力が1つに集中して住民の声が通りにくくなるのを防ぐため。      | 住民の政治参加の機会を増やしたり，幅広く地域住民の意見を取り入れ，地方議会と首長が互いに監視するため。 | A |
| 39 | 分かりません                             | ・住民の政治参加の機会の増加　・幅広い声を政治に反映　・両翼を互いに監視するため            | A |
| 40 | 権力にかたよりがでないようにするため。多面的な意見を取り入れるため。 | 住民の意見を幅広く政治に反映させるため。                                | B |
| 41 | お互いに抑制し合って均衡を保つため                  | 住民の政治参加のため　多様な声をきくため　お互いを監視し合うため                    | A |
| 42 | 住民の意見が反映されやすそうだから。                 | 住民の多様な意見を反映させたり，互いに監視するため。                          | A |

2.項目②「地方議会（地方議員）は，同じ地方自治の代表機関である首長と比較したとき，どのような点で異なっていますか。」

| 番号 | 事前                | 事後   | 評価 |
|----|-------------------|--|----|
| 1  | 首長は地方議会を解散できる点。   | 首長は議会の決定に基づき具体的な行政サービスを執行するのに対し，地方議会は条例の制定や行政施行の監視などを行なっている。 | C  |
| 2  | 首長がよくわかんないです。     | 首長は1人しかいないけど，地方議員は複数人で成り立っている。                               | B  |
| 3  | 権力の大きさや，決めることの内容。 | 首長は1人であるのに対して，議員は複数人いる点。                                     | B  |
| 4  | ・知名度・権力・仕事量       | 首長　多数派　成果が見えやすい<br>議会　多様　見えにくい                               | A  |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 5  | 欠席   | 複数人いるので、多様な意見を反映させられる点。   | A |
| 6  | 政治的地位, 給料, 人々からの認知度, 求められる能力の高さ (意見をまとめるコミュニケーション能力など) | 地方議員は複数→多様な意見から成る 首長は一人→多数派の意見から成る                                | A |
| 7  | 解散などでどのきかんにいうのか  | 首長は多数の人によってあるが地方議会は多様性がある   | A |
| 8  | わかりません   | 首長は1人だが, 地方議会(地方議員)は複数人いる   | B |
| 9  | 再議決権の有無や, 立候補できる年齢などの点。                                | 多数派の意見によって選ばれるのが主張であるのに対し, 地方議員は少数者の意見を取り入れる人物が選ばれることがあるという点で異なる。 | A |
| 10 | 条例の改正や制定を決定することが出来るか否か。                                | 首長は1人しかいないのに対し, 議員は複数人いるので, 多様な意見をもつことができる点。                      | A |
| 11 | わかりません。  | 住民の多様な意見をきくことができる。  | A |
| 12 | 項目があれば少し分かるかもしれませんが。                                   | 多様な意見がある。人数が多い。   | A |
| 13 | 任期 仕事内容  | 首長は多数の意見を拾うが, 議会は多様な意見を拾うこと。                                      | A |
| 14 | わかりません   | 首長は1人だけど地方議員(地方によって数が異なる)は複数人いる                                   | B |
| 15 |  | 人数が多いので, 多様な意見を議会にとり入れられる点。                                       | A |
| 16 | 数が多い   | 議員は, 決めてチェックをし, 首長は, 実際に動かすというところ                                 | C |
| 17 | わかりません   | 首長はその地域のリーダーのような役わりであるが, 地方議会はチームのようなかんじ。                         | C |
| 18 | 分からないです。   | 首長は多数の住民の意見を政治に反映することができて, 地方議会は多様な意見を反映することができ                   | A |

|    |                               |   |   |
|----|-------------------------------|---|---|
|    |                               | る。  |   |
| 19 | 権力の強さ                         | 権力のつよさ，首長の方がえらいし，収入も高い  | C |
| 20 | 数が多い                          | 多様を意見を持っている。  | A |
| 21 |                               | 欠席  | 欠 |
| 22 | 持っている権限。                      | 首長は多数派の意見で議会は多様な意見  | A |
| 23 | わからない                         | 首長は地方議会より多くの支持を得ているが議会はより多様な意見を持っている                            | A |
| 24 | 権限があるかないか。                    | 首長はトップとして政策実行を担い，議員は予算  | C |
| 25 | わからない                         | 地方議会は複数人で首長は1人だけ地方議員は多様な意見を取り入れるのを期待されて首長は多数派の意見を取り入れることを期待される。 | A |
| 26 | 欠席                            | 欠席  | 欠 |
| 27 | 権力。                           | 多様な意見をもっているところ不信任案が出せる  | A |
| 28 | わからないけれど，首長の方が権力が強そうだなと思いました。 | 地方議員は多様な意見から選ばれており，首長は多数派の意見によって選ばれている。                         | A |
| 29 | 地方議会，首長の言葉がわかりません。            | 権力。   | C |
| 30 | 責任が重い                         | 人数  | B |
| 31 | 首長などの役割が分からない                 | 首長は権限，地方議会は役割   | C |
| 32 |                               | ・首長は多数決なのに対して，地方自治は住民の意見を反映している                                 | C |
| 33 | 権力が低い                         | 権力や，収入など  | C |
| 34 | 選挙の方法                         | 複数人であり，多様な意見があり，住民の声を多く反映することが地方議会にはできる。                        | A |
| 35 | 地方議会のしくみと首長のしくみがわからない。        | より多数な意見から成っている。解散するときがある。                                       | A |

|    |                   |   |   |
|----|-------------------|---|---|
| 36 | 人数                | 首長は1人なので多数の人の意見があって、議会は複数人いるので多様な人な意見がある。 | A |
| 37 | わからない             | 人数と役割                                     | B |
| 38 |                   | 首長と違い、地方議員は住民の多様な意見を取り入れている。              | A |
| 39 | わかりません            | 議員数。多様化の意見の反映                             | A |
| 40 | わからない。            | 首長は、多数派であるのに対し、地方議会は多様な意見が求められている点。       | A |
| 41 | 権力の大きさ・選ばれ方・仕事の内容 | できる仕事の内容                                  | C |
| 42 | わかりません            | 多数の意見をきける                                 | A |

3.項目③「地方自治では、どのような地方議会が求められていると思いますか。」

| 番号 | 事前                                | 事後  |
|----|-----------------------------------|---|
| 1  | 国民の意見を尊重すること。                     | 住民の意思に基づいて地域行政を行う民主主義的な地方議会。                              |
| 2  | 地方の人達が自分達でして、意見を取り入れてくのが大切。       | 住民の多様な意見を取り入れる事ができる。                                      |
| 3  | 住民の意見を地方自治に反映させることのできる地方議会。       | 住民の意見を反映させ、政治に興味をもたせるような地方議会。                             |
| 4  | 地域の人々の意見を取り入れる地方議会                | 住民が身近に感じられる(住民が意見を言いあう場面を設けたり、議員・首長と関わったりできる)地方議会。        |
| 5  | 欠席                                | 住民の意見をより多く反映させ、様々な制度を実施して、いい方向にもっていてくれる議会。                |
| 6  | 住民の意見にしっかりと耳を傾けて、住民のことを一番に思うような議会 | ・住民の多様な意見を取り入れ、反映させられる議会<br>・活発な議論を行い、住民にとってより良い場所にしていく議会 |
| 7  | 住民が納得した                           | 多様性のある機関を機能させ、住民が身近に感じるようにする                              |
| 8  | 住民の意見が反映される地方議会が求められていると思う。       | 住民と議会の距離が近く、身近にある存在                                       |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 9  | 住民たちの意見をよくくみとった議員たちが行う議会や、住民達が直接要求することができる議会。        | なり手不足問題が起こらないような制度を取り入れて、しっかりとした人たちが選ばれる二元代表制を貫き、住民の政治参加、多様な意見のとり入れ、監視による安定した地方議会が求められていると思う。 |
| 10 | 地域の人々の意見を聞き、よりよい暮らしを全員が出来るような規則や決まりをつくったり、改正したりすること。 | 地方議会と首長でお互いを監視しながら、住民の意見を政治に反映させて、地域の住民が政治に参加できるようにしたり、議員のなり手不足解消のために議会を身近に捉えらえる場を設けたりすること。   |
| 11 | 住民の意見が反映されやすい議会。                                     | 多くの世代や立場の人達が政治に参加し、多様な意見を政治に反映させられる地方議会。  |
| 12 | 市民が安心して暮らせるような政治。                                    | 住民が積極的に政治に参加し、話し合いが活発に行われ、市民が安心して暮らせるような地方議会。   |
| 13 | 住民のことを考えた議会  | 住民の意見を反映させ、首長と議会の権力が偏っていない上で身近に感じることのできるような議会   |
| 14 | 自分たちでつくりあげる  | 住民の意見を大切にする   |
| 15 | 住民が参加する議会  | 住民の存在を大切に、多様な意見が反映される議会   |
| 16 | 住民のことを考えて、全員が幸せになれるようなことをする                          | 住民の声にしっかりと耳を傾け、より多くの意見を反映させることが求められないと思う  |
| 17 | 住民の意見をしっかりと議会できりあげられて、話し合う議会                         | 住民が議会にかんしんがもてるようなはたらきをして、住民もまきこんだ話し合いをする。   |
| 18 | 地域の人々の意見を広く取り入れる？                                    | 首長とお互いに監視することで住民の不安を解消し、住民の多様な意見を取り入れ、政治に反映することでなり手不足を解消しながら、より住民が政治に参加できるようにする地方議会が求められている。  |

|    |                                     |   |
|----|-------------------------------------|---|
| 19 | その地域の活性化。交通・整備・福祉                   | 住民の声を反映させるための議会, 地域の活性化させるための議会                               |
| 20 | わかりません                              | 住民の意見を受け取って実現させられるような地方議会。                                    |
| 21 |                                     | 欠席  |
| 22 | 住民の意見を取り入れる地方議会                     | 住民が身近に感じることができて, 多様な意見がとり入れられること                              |
| 23 | わからない                               | 地方議会では, 住民とのつながりを意識し, 住民にとって議会が身近な存在であるようにすることでなり手不足などを解消すること |
| 24 | 市民の要望に応える地方的な議会                     | 住民の多様な民意を集約し, 執行機関を監視する議会。                                    |
| 25 | 住民の意見をきいてくれる人がいる地方議会                | 住民が身近に政治参加できる機会を用意することができる地方議会                                |
| 26 | 欠席                                  | 欠席  |
| 27 | 地域の人が安心してくらせるような議会。地方の課題をちゃんと解決する議会 | より住民の意見が地方政治に反映される議会  |
| 28 | 住民によりそった議会…?                        | 住民の意見を広くとりいれていくこと   |
| 29 | 良い雰囲気の地方議会。                         | 住民の声を広く受け入れて多様な意見で地方自治を行う地方議会。                                |
| 30 | 住民の意見を尊重すること。                       | 多様な意見を尊重し, 住民が広く関わることのできる議会                                   |
| 31 | 民主主義の政治づくりできる                       | 住民の多様な意見を反映すること   |
| 32 |                                     | ・住民の意見を広く反映するから。  |
| 33 | より地方に住んでいる人のことを考えた地方議会              | より国民のことを考えた地方議会。  |
| 34 | きちんと話し合いがされること。                     | 多様な意見を取り入れて, 住民の存在を大切にすること。                                   |
| 35 | どのような地方議会という意味がわからない。               | 多様で多数の意見からなっており, 住民の意見を幅広く取り入れて実行することが出来る地方議会が求められている         |
| 36 | 地域をよりよくする地方議会                       | 地域が議会を身近に感じることが出来る議会。   |
| 37 | わからない                               | 広い範囲の住民への意見を取り入れる   |

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
|    |                              | ことと, 住民に政治に対して興味を持ってもらうこと                                   |
| 38 | 住民の意見を取り入れて住民自らが政治を行なっていくこと。 | 住民とのつながりを大切にし, 議会と住民がともに政治をしていくこと。民主主義について住民が関わっていくことで学ぶこと。 |
| 39 | 分かりません                       | 多様な意見を取り入れ, 住民と政治の関わりを大切にする地方議会                             |
| 40 | 多くの人に参加する地方議会が求められている。       | 住民の多様な意見を政治に広く反映させること。                                      |
| 41 | もっとその地域に住んでる人の声を反映させること      | (なり) 人手不足の解消など  |
| 42 | 平等                           | 多様な意見を取り入れ, 住民の存在を大切にする。                                    |

(項目③は評価の対象としない。詳細については第2章第4節を参照。)